



一般廃棄物処理基本計画



平成19年12月

埼玉県神川町

一般廃棄物処理基本計画 目次

第1編	一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨	
第1章	一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨	
1 1	背景	1
1 2	目的	2
1 3	計画の位置付け	2
1 4	計画期間	2
第2編	町の概要及び廃棄物処理の現状	
第1章	神川町の現況	
1 1	自然環境	3
1 2	社会経済状況	3
1 3	市街化の動向	7
第2章	ごみ処理事業の現況	
2 1	事業の概要	9
2 2	ごみ排出実態	10
2 3	排出段階における減量化・資源化	12
2 4	一般廃棄物の収集運搬	13
2 5	一般廃棄物中間処理施設	14
2 6	町の将来構想	17
第3章	生活排水処理の現況	
3 1	水環境、水質保全に関する取組	19
3 2	町の生活排水処理に係る将来構想	22
第3編	一般廃棄物の処理計画	
第1章	廃棄物処理基本計画	
1 1	計画の設定	24
1 - 2	ごみの減量化・資源化の取組	30
1 3	最終処分場の確保	32
1 4	行財政計画	32
第2章	生活排水処理基本計画	
2 1	生活排水処理人口の推計	34
2 - 2	生活排水処理の基本的な計画	37
2 3	水質保全計画	39
2 4	行財政計画	41
別紙		42

第 1 編

「一般廃棄物処理基本計画」策定の趣旨



町の木：冬桜

第1章 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

1-1 背景

今日の私たちの社会は、大量生産、大量消費型の経済活動から生まれた負の遺産(天然資源の枯渇、オゾン層の破壊、地球温暖化など)を回復させるため、国が目指している環境と経済が両立した循環型社会を形成するために、3R運動リデュース(廃棄物の発生抑制)、リユース(再使用)及びリサイクル(再資源化)を推進しています。

この方向性を踏まえて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第5条の2第1項に基づき*基本方針の一部が改正されました。

『基本方針のうち、地方公共団体に係る改正点』

地方公共団体の役割

- ・ 町民の排出抑制に対する自発的な取組の促進
- ・ 一般廃棄物処理事業を社会経済的に効率的な事業として推進
- ・ 経済的*インセンティブを活用した排出抑制、再生利用の推進
- ・ 負担の公平化、住民意識の改革をすすめるためのごみの有料化の推進
- ・ 廃棄物に係るシステムの変更や導入に際しての町民及び事業者に対する明確な説明
- 一般廃棄物の処理体制の確保
- ・ 処分及び再生利用の方法に配慮した収集体制の確保
- ・ 効率的な運搬体制の整備
- ・ 焼却処理量、最終処分量及びダイオキシン類発生量が抑制される処理・処分方法の採用
- 一般廃棄物処理施設の整備
- ・ 一般廃棄物の減量、その他その適正な処理を確保するため、一般廃棄物処理基本計画に従って、必要な処理施設整備の推進
- ・ 広域的な処理の推進
- ・ 大規模な地震や災害に備えた広域的な連携体制の構築と余裕を持った焼却施設や最終処分場の整備

* 基本方針：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(改正 平成17年5月26日 環境省告示第43号)

* **インセンティブ**：大きく分けただけでも 外部的動機付け そのための仕組み 得られる意欲、という3つの意味があります。 は「動機付け・誘因」などの言い換え方法があります。 は「報奨・報奨的な仕組み」などの言い換えがあるほか、より具体的に「報奨金・奨励金・景品・優遇措置」などの語をあてる方法があります。 は「意欲」の語をあてるのが良いでしょう。

なお、国立国語研究所では(1)の意味として「意欲刺激」という造語を提案しています。

1 - 2 計画の目的

合併により神川町における一般廃棄物の処理について、廃棄物処理法律第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

環境と経済が両立した循環型社会を構築するため、長期的視点に立って特に次の点に留意して計画します。

持続可能な循環型社会の構築の推進

3R運動：リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）

効率的な収集運搬体制の整備

生活排水の処理体制の整備

1 3 計画の位置付け

国は、21世紀の経済社会のあり方として、環境と経済が両立した持続可能な循環型社会の実現に向けた道程を明らかにするため、「循環型社会形成推進基本法」を制定したのをはじめ、「容器包装リサイクル法」など個別物品の特性に応じたリサイクル法の制定や「廃棄物処理法」の改正を行い、循環型社会の形成に向けた取組みを促進する法的な基盤整備を進めています。

本計画は、このような法的位置付けの中で、町と児玉郡市広域市町村圏組合（以下「組合」という。）及び構成市町による施策及び役割分担などの整合性を図りながら基本計画としてまとめ、今後策定される「第4次神川町総合計画」の基本構想に、また、「神川町環境基本計画」に十分配慮しながら進めます。

法体系については、別紙1（42ページ）を参照。

1 4 計画期間

本計画は、計画期間を平成20年度から34年度までの15年間とし、計画の最終目標年度を平成34年度に設定します。

第 2 編

町の概要及び廃棄物処理の現状



町の花：コスモス

第1章 神川町の現況

神川町における自然環境、社会経済状況及び土地利用・都市整備状況などの現況を把握するとともに、本町の将来構想を整理して本計画を設定します。

1 1 自然環境

(1) 位置

神川町は埼玉県の北西部に位置し、東部は本庄市、西部は神流川をはさんで群馬県藤岡市、南部は秩父市、北部は上里町に接しています。

南北に21 kmと細長く、南西部の山間地、北東部の丘陵と台地、西部神流川沿いの低地からなり、面積は47.42 km²になり、児玉郡市の面積の23.7%にあたる広さがあります。また、東京都心から約85 kmに位置しています。

(2) 地形・地質

町域は南西部の標高1,037.7mの城峯山を中心とした山間地から北に丘陵地と北東部の台地、西部の扇状地と段丘下の低地からなっています。

神流川上流の秩父古成層の山間地から洪積台地とその上を沖積層が覆い、特に北部の低地は農耕地に利用されています。

(3) 気象

南部山間地の平均気温は、12.6 で、北部丘陵地は14.8 と高く経年変化は上昇傾向を示し、年降水量の変動が大きいという特徴があり、気象状況は、夏に高温多雨、冬に低温少雨の代表的な東日本型気候です。

1 2 社会経済状況

(1) 人口

平成17年度の国勢調査の速報値による町の人口は15,062人となっています。

平成12年度までは増加で推移してきましたが、平成12年から17年にかけて135人の減少に転じています。

人口の推移

資料：国勢調査

年	実数（人）							増減率%
	S50	55	60	H2	7	12	17	H17/H12
人	11,565	12,012	12,508	13,564	14,414	15,197	15,062	0.9

(2) 世帯数

世帯数は一貫して増加を続けており、平成17年度国勢調査は4,830世帯、1世帯当たり人員は3.12人です。

近年の10年間を県人口調査で見ると毎年増加しています。これに対し、1世帯当たり人員は年々減っており、平成18年度には2.96人となっています。

世帯数の推移

資料：戸籍担当

年度	H11	12	13	14	15	16	17	18
世帯数	4,815	4,830	4,866	4,861	4,947	4,963	5,089	5,151
世帯当り人員	3.22	3.21	3.17	3.14	3.10	3.07	3.00	2.94

(3) 昼間人口

町の昼夜間人口比率は、平成12年度国勢調査96.1%です。

昼夜間人口比率

資料：国勢調査

	平成7年			平成12年			昼夜間人口比率の差%	
	常住人口	昼間人口	昼夜間比率%	常住人口	昼間人口	昼夜間比率%	H12	H7
人口	14,414	13,677	94.9	15,197	14,602	96.1	1.2	

(4) 産業

産業構造

神川町の総就業者数は、人口増加とともに増え続け、平成12年の国勢調査では7,706人となっていますが、平成12年から17年にかけては人口が減少に転じたため、総就業者数も10人減っています。

ここ数年、第1次産業の就業者が高齢化に加え後継者の不足で減少傾向が顕著です。第2次産業は199人の減で大きく就業機会を減らし、第3次産業は転じて290人と増加しています。

産業別就業者数

資料：国勢調査

年	就業者	増減数	第1次	増減数	第2次	増減数	第3次	増減数	分類不能
S 60	6,277	182	1,732	193	2,405	323	2,132	52	8
H 2	6,967	690	1,442	290	2,883	478	2,638	506	4
7	7,411	444	1,123	319	3,256	373	3,019	381	13
12	7,706	295	1,109	14	3,253	3	3,331	312	13
17	7,696	10	1,004	105	3,054	199	3,621	290	17

各産業別就業者

各産業別就業者数については、平成17年度の国勢調査から第3次産業が新たに産業分類されました。最も多いのは製造業2,418人、次いで農業995人、卸・小売業871人、サービス業793人、建設業616人、医療・福祉553人、運輸業433人などとなっています。

平成17年新産業分類による産業別就業者数（常駐地ベース）

資料：国勢調査

分類	実数（人）	構成比（％）
総数	7,696	100.0
農業	995	12.9
林業	9	0.1
漁業		
鉱業	20	0.3
建設業	616	8.0
製造業	2,418	31.4
電気・ガス・熱供給・水道業	19	0.2
情報通信業	53	0.7
運輸業	433	5.6
卸売・小売業	871	11.3
金融・保険業	72	0.9
不動産業	45	0.6
飲食店、宿泊業	280	3.6
医療、福祉	553	7.2
教育、学習支援業	209	2.7
複合サービス業	81	1.1
サービス業（他に分類されないもの）	793	10.3

公務（他に分類されないもの）	212	2.8
分類不能の産業	17	0.2

主要産業の概要

ア 農業

農家の推移

年	専業農家	第一種兼業	第二種兼業	自給的農家	計
平成 2 年	144	221	426	299	1,090
7	154	202	342	233	931
12	150	113	320	187	770
17	167	110	236	243	756

農業従事者数農業粗生産額の推移 資料：生産農業所得統計

年	粗生産額（千万円）
平成 13 年	313
14	313
15	298
16	297

イ 工業

平成 16 年現在の事業所数は 64、就業者数は 3,090 人、製品出荷額等 3,636 億 7,914 万円、粗付加価値額 1,035 億 9,059 万円です。この 10 年間の推移は、事業所数がわずかに少なくなったほかは従業者数、製品出荷額等、粗付加価値額いずれも増加しています。

工場数、従業者数、製造品出荷額の推移

年	工場数	従業者数	製造品出荷額(万円)
平成 13 年	67	3,286	46,073,748
14	59	3,103	27,277,536
15	68	3,074	43,244,488

ウ 商業

この 10 年間の商店数は平成 6 年に 120 店ありましたが平成 16 年度で 107 店に減少、従業者数は 501 人から 676 人に増加したものの、年間販売額は平成 11 年の 417 億 8 千万（飲食店を除く）をピークに減少が続いています。

資料：商業統計調査

年	商店数	従業者数	年間販売額 億円
6	120	501	144.0
9	121	601	229.0

11	120	624	417.8
14	124	703	145.2
16	107	676	124.3

1 3 市街化の動向

(1) 新築家屋の動向

国道 254 号及び主要地方道上里・鬼石線沿線中心に市街化が進行しています。近年の建築確認申請件数の推移は、100 件前後で推移し、その半数以上が住居系となっています。平成 17 年度は 68 件、そのうち住居系は 43 件と件数自体が少なくなっています。

地区別にみると平成 13 年から 17 年の累計で最も多いのが、植竹地区の 87 件、次いで新里地区 55 件、元阿保及び渡瀬地区 47 件となっています。

(2) 農地転用

近年は、毎年 10 ha 以上の農地転用が行われ、1 割程度が住宅用地です。

地区別では、上里町に隣接した元阿保地区の 32.52 ha と四軒在家地区の 12.95 ha が突出していますが、砂利採取などの一時転用が含まれます。

(3) 宅地開発状況

大規模な開発は、県によって造成された児玉工業団地のほか、児玉・神川うめみの工業団地、元阿保及び阿久原の農村工業導入地域などがあります。また、町営住宅 63 戸と桜城団地 40 戸があります。

近年の宅地開発状況をみると、毎年 1 ha 前後の住居系の開発が行われています。

平成 16 年度には工業用地約 5.6 ha の開発があり、地区別には工業用地の開発が行われた二ノ宮地区の 4.64 ha で、以下植竹地区 2.04 ha、新里地区 0.96 ha となっています。

(4) 交通

鉄道は、JR 八高線が町の北部を東西に走り、バスは本庄・神泉総合支所間と町営で矢納・鬼石間の 2 路線あります。

道路網は、JR 八高線の北側に国道 254 号をはじめ、南部に国道 462 号のほか、主要地方道上里・鬼石線、県道矢納・浄法寺線、南に吉田太田部・譲原線と接続しています。東部に児玉・新町線、南部に主要地方道前橋・長瀬

線が広域交通として利用されています。

また、関越自動車道の本庄児玉 I.C と平成 16 年に開業した上越新幹線本庄早稲田駅周辺の道路整備が進み利用度が高まっています。

(5) 都市施設

ア 道路

合併により道路の延長 442.4 km となり、このうち舗装済み延長は 179.6 km の 40.6% となっています。

道路の整備状況 平成 18 年 4 月 1 日：神川町道路台帳

道路 実延長	舗装済延長	舗装率	交通不能等延長
km	km	%	km
442.4	179.6	40.6	79.9

イ 水道

合併により上水道と簡易水道事業を統合して給水人口 15,106 人、普及率 98.8% です。

上水道及び簡易水道給水状況 資料：水道課

総人口 (A)	給水人口 (B)	普及率 $B / A * 100$
15,285	15,106	98.8

ウ 学校、福祉、文化施設

町内には、幼稚園 2 園、小学校 4 校、中学校 2 校の教育施設のほか、中央公民館、ふれあいセンター及びステラ神泉などの文化施設、保健センターや総合福祉センター・地域包括支援センターなどの福祉施設、城峯公園、新宿ふれあい公園、美原公園及び神川ゆ～ゆ～ランドなどのスポーツ・レクリエーション施設が整備されています。

また、町営宿泊研修交流施設「冬桜の宿神泉」や県の神川げんきプラザが、多くの人に利用されています。

第2章 ごみ処理事業の現況

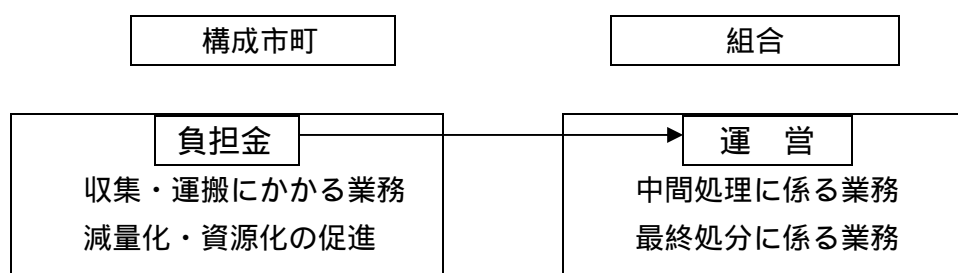
2 1 事業の概要

(1) 事業の沿革

清掃行政の事業の沿革は、別紙2（43ページ）のとおりです。

(2) 役割分担

町では、排出段階で資源物の分別収集や減量化の促進とともに、収集・運搬業務を担っています。一方、組合では、神川町と構成市町の負担金を財源としてごみ処理事業のうち中間処理に係る業務と最終処分に係る業務等を管理しています。



(3) ごみ処理の形態

町の収集・運搬形態は、粗大ごみの収集を直営で行っているほかは、民間業者に委託しています。

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理は、組合で行い、有害ごみは民間業者への委託により処理しています。また、最終処分については、スラグ、灰固形物を組合理立地及び県の施設に処分されているほか、残りについては民間委託されています。

家庭系一般廃棄物

収集または直接搬入のごみは、全て小山川クリーンセンター（以下「センター」という。）で処理されます。

可燃ごみは焼却処分され、不燃ごみ及び粗大ごみは破碎処理した後にアルミ、磁選物を有価物として回収し、残さを焼却処理します。

また、可燃性粗大ごみは剪断して焼却処理します。

分別収集した資源ごみは全量センターへ搬入し、生きびんは手選別により分けて再利用できないものは自動選別機により色分けされた後に、業者に引

き渡されています。

缶類はアルミとスチールに自動選別され、ペットボトルは圧縮、梱包されて業者に引き渡されます。また、集団資源回収された物は直接業者に引き渡されています。

なお、家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン）については、各家庭において販売店等へ搬入しています。

事業系一般廃棄物

事業所から発生する一般廃棄物については、1収集日につき事業系認定袋で2袋まで家庭ごみと同様に収集場所に排出を認めています。これを超える場合は、事業所において直接搬入若しくは収集運搬許可業者の委託により、センターに搬入しています。

不法投棄ごみ

不法投棄された土地の管理責任者において処理することを基本としています。

大規模な不法投棄事件の場合など、現実には町と管理責任者が協力して処理します。

不法投棄は犯罪であり、警察へ通報して捜査を依頼します。



2 2 ごみの排出実態

(1) 排出ごみの実績

収集ごみの量及び種類別構成割合

平成13年以降の収集ごみ量は微増し、集団資源回収は微減の状況です。

また、排出割合が高いのは可燃ごみで平均78%を占めています。

収集ごみの量実績

資料：組合

単位：t/年

項目	年度	13	14	15	16	17	18	割合平均
計画収集人口		15,435	15,274	15,340	15,248	15,285	15,157	%
収集ごみ原単位		644	663	668	663	675	697	
可燃ごみ		479	508	521	526	539	555	
不燃ごみ		70	68	67	64	62	62	
資源ごみ		10	9	8	8	8	8	
粗大ごみ		2	1	2	1	2	2	

有害ごみ	1	1	1	1	1	1	
集団資源回収	82	76	69	63	63	69	
収集ごみ量	3,628	3,695	3,753	3,689	3,767	3,855	100.00
可燃ごみ	2,705	2,838	2,928	2,929	3,011	3,070	79.64
不燃ごみ	394	377	379	354	345	344	8.92
資源ごみ	54	48	46	44	43	46	1.19
粗大ごみ	9	7	10	7	14	11	0.29
有害ごみ	5	3	4	4	5	5	0.13
集団資源回収	461	422	386	351	349	379	9.83

直接搬入ごみ量

事業系可燃ごみの搬入が近年増加傾向にある。

直接搬入ごみ量実績

資料：組合

単位：t/年

項目	年度	13	14	15	16	17	18
可燃ごみ量		616	744	1,468	1,433	1,570	1,356
家庭系		13	45	40	55	89	67
事業系		574	665	1,390	1,310	1,370	1,193
町直営		29	33	27	30	0	6
その他		0	1	11	38	111	90
不燃ごみ量		13	18	32	33	30	28
家庭系		2	5	15	20	18	19
事業系		1	3	4	7	7	5
町直営		10	6	9	6	0	1
その他		0	4	4	0	5	3
粗大ごみ量		81	79	144	68	65	68
家庭系		56	46	55	19	25	35
事業系		18	26	85	48	39	30
町直営		7	7	4	1	0	1
その他		0	0	0	0	1	2
有害ごみ量		1	1	1	1	1	1
家庭系		0	0	0	0	0	0
事業系		0	0	0	0	0	0
町直営		1	1	1	1	1	1
その他		0	0	0	0	0	0
合計		711	842	1,645	1,535	1,666	1,453

2 3 排出段階における減量化・資源化

町で実施しているごみの減量化・資源化の対策として、電動生ごみ処理機の購入に対する助成制度のほか、資源回収促進のためリサイクル活動奨励補助金制度を推進しています。

(1) 生ごみ処理機の購入補助

平成 14 年度から生ごみ処理機の購入補助制度を創設し、合計 18 台補助しています。

生ごみ処理機・容器購入補助件数

項 目	平成 13	14	15	16	17	18
電動生ごみ処理機		8	2	3	0	5
累 計		8	10	13	13	18
コンポスト容器	24	0	0	0	0	0
累 計	2,275	2,275	2,275	2,275	2,275	2,275

(2) 集団資源回収の支援

平成 4 年度から紙類、布類、缶類、びん類の資源回収を 38 団体が登録して実施しています。町では 6 円 / kg (平成 14 年度から) を助成し集団資源回収の推進を図っています。

集団資源回収の実績

単位 t / 年

項目	年度	13	14	15	16	17	18
紙類		394.17	382.73	352.90	343.42	377.74	357.54
布類		8.04	4.50	6.03	4.47	4.65	4.31
缶類・金属類		54.74	32.05	24.97	18.19	19.01	15.19
びん・ガラス類		3.69	2.65	2.20	2.70	2.40	1.98
小 計		460.64	421.93	386.10	368.78	403.80	379.02
補助金額 (千円)		3,221	2,529	2,314	2,211	2,421	2,272

(3) 拠点回収

平成 17 年度から、町内 3 ケ所 (役場西入口・ふれあいセンター・渡瀬コミュニティセンター) においてペットボトルの拠点回収を実施しています。

(4) 分別収集品目

町では資源ごみとして、缶、びん、ペットボトルを月 2 回 (神泉地区は 1

回/月) 分別収集してセンターに搬入しています。

資源ごみの実績

単位 t/年

項目	平成 13	14	15	16	17	18
資源ごみ	41	37	36	35	36	46
内訳 びん、ガラス類	23	20	21	20	21	27
缶、金属類	5	6	5	4	4	6
ペットボトル	13	11	10	11	11	13

2 4 一般廃棄物の収集運搬

(1) 収集運搬の概要

家庭系ごみ

家庭系ごみの収集は、可燃ごみを週2回、不燃ごみ及び資源ごみを月2回(神泉地区月1回)で業者委託して収集しています。

粗大ごみは、町の直営でリクエスト収集方式により月1回収集しています。

蛍光管、電池、水銀入体温計の有害ごみについては、1・7月の2回収集しています。



事業系ごみ(一般廃棄物)

事業系ごみは原則として事業者が直接センターに搬入する方法のほか、許可業者に依頼することとしています。平成18年4月に27社を許可しています。

また、1収集日につき事業系認定袋で2袋以内まで、家庭系ごみと同様に収集場所に排出を認めています。

(2) 家電4品目の対応

平成13年4月に家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)が施行され、対象のテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の4品目について、消費者には再商品化及び販売店の取引に係る費用の負担を、販売店には消費者からの引取りとメーカーなどへの引渡しを、メーカーには再商品化の義務をそれぞれ課しています。不法投棄された家電4品目については、指定取引場所に運搬処理しています。

不法投棄の処理状況

	平成 14	15	16	17	18
テレビ	4	4	1	1	2
エアコン	1	0	1	0	0
冷蔵庫	1	5	2	3	1
洗濯機	3	2	0	8	3

(3) 処理困難物

処理困難物の対応

センターで受け入れできない処理困難物については、町民に受入先を紹介しています。

産業廃棄物、業務用家電製品、自動車、オートバイ、タイヤ、農業用機械、廃機械類（エンジン、ポンプ、モーター等）コード、テープ、ホース等（切断していない長尺物）鉄骨、消火器、ガスボンベ、ソーラー式温水器、ショーケース、土砂、浴槽、ピアノ、石膏ボード、塩化ビニール製パイプ、農業用ビニールなど

不法投棄された処理困難物の対応

不法投棄された処理困難物は、町が収集して処分業者に依頼しています。

処理困難物の状況

品目	年度	平成 14	15	16	17	18
タイヤ		0	0	20	0	8
バッテリー		1	0	0	0	0
自動車		0	0	0	0	3

2 5 一般廃棄物中間処理施設

(1) 小山川クリーンセンター

センター(ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設)の概要は以下のとおりです。

資料：組合

施設名	児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター
事業主体	児玉郡市広域市町村圏組合
所在地	本庄市東五十子 151 番地 1
敷地面積	18,710 m ²
竣工	平成 12 年 3 月

処理能力	ごみ焼却施設 : 228 t / 日 (76 t / 24 h × 3 基) 粗大ごみ処理施設 : 68 t / 日 (68 t / 5 h)
運転管理体制	直営及び委託

ごみ焼却量の実績

ごみ焼却量は平成 15 年度をピークに減少していましたが、18 年度は若干上昇しました。

ごみ焼却量の実績

資料：組合 (単位：t / 年)

区分	年度	13	14	15	16	17	18
焼却処理ごみ量		59,304	56,851	57,347	56,623	55,717	56,323
可燃ごみ		46,931	50,089	53,287	53,385	52,263	52,408
収集系		44,813	46,312	50,494	48,658	47,509	47,596
直接搬入系		2,118	3,777	2,793	4,427	4,754	4,811
粗大ごみ施設		3,642	3,537	4,060	3,238	3,454	3,915
他市町村搬入		8,731	3,225	0	0	0	0

粗大ごみ処理量

平成 18 年度の搬入量は、平成 13 年度と比較して若干上昇しました。

粗大ごみ処理施設への搬入量実績

資料：組合 (単位：t / 年)

区分	年度	13	14	15	16	17	18
粗大ごみ搬入量		5,391	5,146	5,703	4,738	4,954	5,402
収集ごみ		3,264	3,217	3,269	3,091	2,989	2,987
不燃ごみ		3,130	3,099	3,100	2,942	2,836	2,858
粗大ごみ		134	118	169	149	153	129
直接搬入ごみ		2,127	1,929	2,434	1,647	1,965	2,415
不燃ごみ		733	768	1,072	1,110	1,224	1,303
粗大ごみ		1,394	1,161	1,362	537	741	1,112

最終処分

最終処分の総量は、平成 13 年度以降約 8,000 t / 年前後で推移しています。排出される焼却灰等の残さは、組合最終処分場、民間最終処分場、県環境整備センターでの埋立処分の他、焼却灰のセメント化やスラグの公共工事で有効利用など資源化を行っています。

組合最終処分場の概要

資料：組合

施設名	美里一般廃棄物最終処分場
事業主体	児玉郡市広域市町村圏組合
所在地	児玉郡美里町大字広木字吉原 2629-8 他

敷地面積	19,482 m ²
埋立期間	平成 10 年度～平成 19 年度
埋立容量	第 1 期処分場 : 12,000 m ³ 第 2 期処分場 : 15,000 m ³

最終処分量の実績

資料：組合 (単位：t / 年)

区分 年度	13	14	15	16	17	18
最終処分量	8,542	8,161	8,141	8,188	8,465	8,640
焼却灰	2,698	2,459	2,160	1,984	2,216	2,999
セメント工場	74	1,970	2,064	1,984	1,963	2,330
有効利用(民間)	0	0	0	0	57	542
民間最終処分場	193	0	96	0	152	127
県環境整備センター	2,431	489	0	0	44	0
飛灰 セメント工場	6	639	706	677	608	501
灰固化物	2,367	1,395	1,343	1,544	1,531	1,675
組合最終処分場	2,298	1,265	1,279	1,344	1,496	1,675
民間最終処分場	69	130	64	200	35	0
スラグ	3,391	3,548	3,796	3,860	3,644	3,096
県環境整備センター	534	2,350	2,072	2,128	1,200	544
組合最終処分場	2,857	1,198	1,724	1,732	2,101	2,552
民間最終処分場	0	0	0	0	182	0
民間最終処分場	0	0	0	0	161	0
メタル	80	120	136	123	144	111
磁性物	0	0	0	0	322	258

ごみの処理経費

ごみ処理に係る町の事業費及び組合分担金については、次の表のとおりです。

ごみ処理事業費

(単位：千円)

区分 年度	13	14	15	16	17	18
一般会計決算額	5,551,347	5,945,405	6,955,269	5,973,941	5,516,912	4,736,309
清掃費(ごみ)	172,646	114,098	180,383	141,672	157,393	157,823
建設改良費	4,959	5,086	0	0	1,523	858
工 中間処理	0	0	0	0	0	0
事 最終処分場	0	0	0	0	0	0
費 その他	0	0	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0	0

	組合分担金	4,959	5,086	0	0	1,523	858
処理及び維持管理		167,687	109,012	180,383	141,672	155,870	156,965
	人件費	15,970	16,790	10,149	10,622	13,325	12,749
	処 収集運搬	119	145	53	41	42	176
	理 中間処理	0	0	0	0	0	0
	費 最終処分	0	0	0	0	0	0
	車両等購入	0	0	0	0	0	0
	委託費	20,886	14,297	19,601	19,381	19,539	19,632
	その他	0	6,004	20	20	0	0
	組合分担金	130,712	71,776	150,560	111,608	122,964	124,408
	その他	0	0	0	0	0	0
	組合分担金	135,671	76,862	150,560	111,608	124,487	124,408

2 6 町の将来構想

(1) 基本方針

ごみの減量化による排出抑制と分別収集の徹底による再資源化を進め、循環型社会の構築を目指すため、普及、啓発活動を積極的に推進します。

(2) 基本計画

廃棄物の処理

ア ごみ収集所の調整

ごみ収集所の適正な配置及び収集所の維持管理を徹底し、不適正排出がないよう排出者への周知・指導を徹底します。



イ ごみの減量化の推進

ごみの減量化のため、包装紙、レジ袋などの過剰包装を止めて減量化に向けた町民及び事業所の自主的な取り組みを推進します。

ウ 生ごみの家庭内処理の拡大

電動生ごみ処理機の購入補助事業を促進し、生ごみの資源化への取り組みを推進します。

エ 不法投棄、野焼きの防止

町民による不法投棄の監視体制を確立します。また、野焼きの防止に努めパトロールを強化します。

オ 災害廃棄物の処理

甚大な災害が発生した場合の災害廃棄物は、近隣市町と連携し適正な処理を図ります。



第3章 生活排水処理の現況

3 1 水環境、水質保全に関する取組み

(1) 河川の水質状況

町内における河川の水質結果については、次のとおりです。

年月	12.7	13.1	13.7	14.1	14.7	15.1	15.5	17.1	17.11	19.1
調査 1	金鑽川(二ノ宮地区)									
PH	6.5	7.2	7.2	7.5	7.7	7.7	8.4	6.9	7.4	7.7
BOD	0.6	0.5	1.8	3.6	1.4	2.5	1.2	1.5	0.8	1.9
SS	2	<1	3	3	1	2	2	<1	<1	1
DO	11.6	14.3	12.6	17.4	13.7	13.8	12.5	15.1	12.6	14.1
調査 2	金鑽川(新里地区)									
PH	6.4	7.1	7.3	7.4	7.8	7.2	9.7	6.9	7.4	7.8
BOD	1.0	1.3	1.8	6.9	2.2	6.7	2.1	5.2	2.9	3.0
SS	6	1	5	5	8	2	4	3	5	<1
DO	10.9	13.0	10.3	13.4	10.3	13.0	18.5	19.2	14.9	13.5
調査 3	九郷用水(神川分署西)									
PH	6.5	7.3	7.3	-	7.6	7.2	8.8	7.1	7.6	7.5
BOD	0.7	1.4	2.6	-	0.7	280	5.1	2.4	1.6	1.3
SS	10	5	11	-	30	20	12	<1	<1	<1
DO	9.6	13.3	8.9	-	9.9	16.0	15.6	18.7	14.4	14.2
調査 4	九郷用水(八日市)									
PH	6.4	7.2	7.3	7.5	7.4	7.0	9.6	7.0	7.5	7.6
BOD	1.6	3.0	2	3.2	1.7	10	1.8	4.3	3.0	2.6
SS	9	4	5	1	16	10	2	9	7	<1
DO	10.5	17.9	12.8	14	11.8	16.9	16.3	19.8	16.0	14.4
調査 5	旧神流川幹線(水道課西)									
PH	6.4	7.4	7.4	7.8	8.9	7.6	8.5	7.3	7.0	7.6
BOD	0.5	0.7	1.1	1.3	2.2	2.2	0.7	0.9	1.1	1.2
SS	7	4	2	3	3	2	4	2	1	2
DO	11.1	20.4	10.4	14.4	10.5	14.9	10.7	19.8	14.8	13.2
調査 6	大門川(神流川合流点)									
PH	6.5	7.3	7.4	7.1	7.7	7.1	8.5	6.8	6.9	7.4
BOD	1.0	4.4	6.7	8.5	2.7	14	2.5	5.6	5.5	12.0

SS	8	28	13	34	11	18	12	28	37	90
DO	8.9	12.8	8.4	11.9	10.4	13.8	10.6	19.4	14.4	13.5

注：PH（水素イオン濃度） 基準値：6.5以上8.5以下

BOD（生物化学的酸素要求量） 基準値：2mg/以下

SS（浮遊物質） 基準値：25mg/以下

DO（溶存酸素量） 基準値：7.5mg/以上

(2) 水質保全のための合併処理浄化槽設置の推進

概要

浄化槽法の改正により、単独浄化槽の設置は平成13年4月1日に廃止され、合併処理浄化槽の設置補助事業を推進しています。

合併処理浄化槽設置状況

区分	年度	平成13	14	15	16	17	18
合併処理浄化槽	旧神川町	69	50	65	42	39	38
	旧神泉村	5	5	2	6	3	3
計		74	55	67	48	42	41

補助制度

平成8年度から合併処理浄化槽設置補助事業の推進のほか、法定検査、保守点検及び清掃についても合併処理浄化槽の維持管理費の補助制度により、適正管理を推進しています。

設置の条件		適正に管理している世帯
区 域	10人槽以下一律	
神川町特定環境 保全公共下水道事業 認可区域及び神川流 域関連公共下水道事 業認可区域	80,000	当初の申請から継続して3年間、保守点検、清掃（引抜き）法定検査を実施し、維持管理費用の2分の1（上限20,000円）を補助します。
旧神川町の上記 以外の区域	240,000	
旧神泉村の区域	354,000	
、の区域内で単独 浄化槽から合併処理 転換補助金	60,000	

(3) し尿・浄化槽汚泥

収集運搬

町内から排出されるし尿、浄化槽汚泥は全て利根グリーンセンターで処理されています。し尿は年々減少し、浄化槽汚泥は増減を繰り返しています。

し尿汲み取り及び浄化槽汚泥収集量の実績

資料：組合 単位：k / 年

項目	13	14	15	16	17	18
し尿	1,036	934	846	868	753	671
浄化槽汚泥	4,367	4,222	4,090	4,187	4,098	4,086
合計	5,403	5,156	4,936	5,055	4,851	4,757

し尿・浄化槽汚泥の収集業務

平成 17 年度のし尿の割合は、全体の 15.5%で委託により行い、84.5%の浄化槽汚泥は許可により収集運搬しています。

し尿汲み取り料金

汲み取り料金は、263 円 × 汲み取り量 ÷ 36（平成 19 年 4 月 1 日現在）の従量制としています。

(4) し尿処理施設の概要

本庄市にある利根グリーンセンターは、平成 2 年 4 月から稼働しています。

し尿処理施設の概要

資料：組合

施設名	児玉郡市広域市町村圏組合立利根グリーンセンター	
事業主体名	児玉郡市広域市町村圏組合	
施設場所	埼玉県本庄市大字新井 1029 番地 1	
敷地面積	21,107.46 m ²	
竣工	平成 2 年 3 月 24 日	
処理能力	150 k / 日（し尿 109 k / 日、浄化槽汚泥 41 k / 日）	
処理方式	一次・二次処理	標準脱窒素処理方式（低希釈法 8.7 倍）
	高度処理	凝集分離、オゾン、ろ過処理
	汚泥処理	濃縮、脱水、乾燥及び焼却処理
	脱臭処理	高、中低及び極低濃度 3 系統処理

(5) し尿に係る事業費

し尿処理に係る町の事業費及び組合分担金については、次の表のとおりです。

し尿処理事業費

単位：千円

項目	13	14	15	16	17	18	
一般会計決算額	5,551,347	5,945,405	6,955,269	5,973,941	5,516,912	4,736,309	
清掃費(し尿)	48,222	39,844	34,706	37,277	37,468	38,544	
管理費	人件費	13,231	5,408	5,508	5,527	6,366	6,390
	委託費	560	500	300	240	306	246
	その他	0	0	126	126	0	0
その他	0	2,630	0	0	0	0	
組合分担金	34,431	31,306	28,772	31,384	30,796	31,908	

(6) 公共下水道計画及び進捗状況

渡瀬地区は、平成 13 年度に神川町特定環境保全公共下水道事業の認可をとり、平成 18 年 4 月 1 日に供用開始され平成 20 年度加入率 100%を目標にしています。

また、神川町流域公共下水道は、神川幹線の工事が進められ平成 19 年 3 月末現在で 20%の進捗状況です。

3 2 町の生活排水処理に係る将来構想

(1) 基本方針

地域に合った効率的、効果的な下水道の整備を推進します。

(2) 基本計画

生活排水対策の啓発

広報や各種行事を通じて衛生的な環境づくり思想の普及、啓発活動を推進します。

下水道整備計画の推進

平成 15 年度に策定した「神川町下水道整備基本構想」及び「利根川右岸流



域関連神川町公共下水道全体計画」に基づいて下水道整備を推進します。

供用開始区域内の水洗化の促進

神川町特定環境保全公共下水道事業の供用開始区域内の水洗化を促進します。

合併処理浄化槽の設置促進

集合方式で行うことが難しい地域においては、合併処理浄化槽の設置補助制度を充実させ合併処理浄化槽の設置を推進します。

また、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

衛生的な環境づくり思想の普及・啓発

浄化槽の適正維持管理の啓発を促進し、衛生的な環境づくりを推進します。

第 3 編

一般廃棄物の処理計画



町の鳥：うぐいす

第1章 ごみ処理基本計画

1 1 計画の設定

(1) 人口及びごみ量の予測

将来人口及びごみ量予測の計画フレーム設定の考え方については、別紙3(44ページ)のとおりとします。

(2) 将来人口の予測

人口推移の状況

平成14～18年度の5年間は、平成14年度の15,274人から18年度の15,157人に増減を繰り返して減少傾向に推移しています。

前回予測値は平成12年度までの増加傾向を反映して、直線的に微増する予測をしましたが、横ばいあるいは減少の傾向にあって実績との乖離(かいり)がみられます。

予測の方法

「第4次神川町総合計画」の将来人口は、国勢調査を基に推計して進められています。

このため本計画においても総合計画の将来人口を採用することが望ましいと考えられますが、組合で策定する一般廃棄物処理基本計画との整合性を図るため、本計画の将来人口は、国勢調査を基に推計した将来人口を住民基本台帳人口(外国人登録者数を含む年度末人口)に換算した人口を採用することとします。

換算の内容は、住民基本台帳(外国人登録者数を含む)の人口が国勢調査に比べ200人程度(H17時点)多い傾向があるため上乗せするものです。

推計結果

これまで予測人口として示した指数曲線による将来人口に比べ人口の減少幅が大きく、平成34年度で1,093人(18年度比)少ない予測となります。

将来人口の予測結果

単位：人

年度	総合計画予測人口 実績：国勢調査 10/1		住基ベース予測 住基台帳+外国人		差	比率 /
	計	対前年 増減率	計	対前年 増減率		
					-	/

H 8			15,176			
9	14,847		15,385	1.38	538	103.62
10	14,977	0.88	15,432	0.31	455	103.04
11	15,056	0.53	15,493	0.40	437	102.90
12	15,197	0.94	15,505	0.08	308	102.03
13	15,238	0.27	15,435	-0.45	197	101.29
14	15,151	-0.57	15,274	-1.04	123	100.81
15	15,068	-0.55	15,340	0.43	272	101.81
16	15,024	-0.29	15,248	-0.60	224	101.49
17	15,062	0.25	15,285	0.24	223	101.48
18	14,968	-0.62	15,157	-0.63	189	101.26
19	14,913	-0.37	15,134	-0.15	221	101.48
20	14,864	-0.33	15,084	-0.33	220	101.48
21	14,822	-0.28	15,041	-0.29	219	101.48
22	14,797	-0.17	15,016	-0.17	219	101.48
23	14,697	-0.68	14,915	-0.67	218	101.48
24	14,607	-0.61	14,823	-0.62	216	101.48
25	14,531	-0.52	14,746	-0.52	215	101.48
26	14,468	-0.43	14,682	-0.43	214	101.48
27	14,417	-0.35	14,630	-0.35	213	101.48
28	14,306	-0.77	14,518	-0.77	212	101.48
29	14,212	-0.66	14,422	-0.66	210	101.48
30	14,128	-0.59	14,337	-0.59	209	101.48
31	14,053	-0.53	14,261	-0.53	208	101.48
32	13,988	-0.46	14,195	-0.46	207	101.48
33	13,923	-0.46	14,129	-0.46	206	101.48
34	13,859	-0.46	14,064	-0.46	205	101.48

(3) ごみ排出量の検証

前回予測値と実績の比較

前計画での予測結果を平成18年度の可燃、不燃ごみでは実績が上回り、収集資源ごみと集団資源回収の実績合計での比較は、資源化施策の達成率51%と依然低く、ごみの減量、資源化対策が重要な課題です。

家庭系収集ごみ（集団資源回収含む）原単位実績比較

単位：g / 人・日

項 目	集 計	旧神川町	旧神泉村
-----	-----	------	------

計	実績	H 8		561	549
		H 18	697		
	前回予測値	H 8	(641)	645	602
可燃ごみ	実績	H 8		406	439
		H 18	555		
	前回予測値	H 8	(427)	429	401
不燃ごみ	実績	H 8		113	108
		H 18	62		
	前回予測値	H 8	(50)	50	44
粗大ごみ	実績	H 8			
		H 18	2		
	前回予測値	H 8	(3)	3	6
有害ごみ	実績	H 8		0	2
		H 18	1		
	前回予測値	H 8	(1)	1	0
資源ごみ	実績	H 8			
		H 18	8		
	前回予測値	H 8	(80)	84	39
集団資源回収	実績	H 8		42	
		H 18	69		
	前回予測値	H 8	(71)	78	

ごみ排出量の比較

家庭系ごみ量において町と周辺自治体及び県平均と比較して、努力が伺える(636 g / 人・日) 数値になっています。集団資源回収は美里町が(115 g / 人・日) 高く、町は県平均とほぼ同じになっています。

家庭系ごみ量の周辺自治体及び県平均の比較

資料：組合

市町	平成 17 年度 データ				原単位 (g / 人・日)
	家庭系ごみ (収集 + 直搬)		集団資源回収		
	量 (t / 年)	原単位	量 (t / 年)	原単位	
神川町	3,550	636	349	63	699
美里町	2,802	634	510	115	749
上里町	7,530	648	888	76	724
本庄市	23,532	783	2,687	89	872
岡部町 *		845	617	91	936
深谷市 *		841	2,630	70	911
熊谷市 *		800	2,996	53	853
埼玉県 *		733	158,514	62	795

* 印の値は平成 16 年度一般廃棄物処理実態調査による

町の事業系ごみ量の周辺自治体及び県平均と比較して減量していることが伺えますが、増加傾向に問題があります。

事業系ごみ量の周辺自治体及び県平均の比較

資料：組合

市 町	平成 17 年度 データ				計 原単位	平成 16 年度 一般廃棄物
	許可業者直接搬入ごみ		自治体搬入その他			
	量	原単位	量	原単位		
神川町	1,416	254	117	21	275	250
美里町	1,155	261	54	12	274	314
上里町	2,815	242	101	9	251	281
本庄市	14,800	492	1,336	44	536	639
岡部町*						243
深谷市*						351
熊谷市*						450
埼玉県*						257

* 印の値は平成 16 年度一般廃棄物処理実態調査による

(4) ごみ量の予測の考え方

ごみ量の予測に先立ち、将来目指すべき減量化・資源化の目標値を設定する考え方を別紙 4（45 ページ）に示してあります。

本計画では、現状の施策のまま推移した場合のごみ量の傾向から推計し、次いで、減量化、資源化目標を設定することにより将来目指すべきごみ量を推計します。

現在の施策を継続した場合の将来ごみ量の予測 別紙 5（46 ページ）

・ 予測の方法

平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間のごみ量の実績を用いて、以下の区分ごとに予測します。

家庭系ごみ原単位：収集ごみ、直接搬入ごみ及び集団資源回収を合わせた家庭系ごみ量

事業系ごみ日量：直接搬入ごみ、許可業者搬入ごみ、自治体搬入その他の直接搬入ごみ日量

・ ごみ量の予測に使用する推計は、人口予測と同様とします。

家庭系ごみ原単位予測結果

年度	予測値 g/人・日
平成 13	657
14	680
15	688
16	680
17	699
18	719
19	710
20	715
21	720
22	725
23	729
24	733
25	736
26	740
27	742
28	745
29	747
30	750
31	751
32	753
33	755
34	757

事業系ごみ日量予測結果

年度	予測値 t/日
平成 13	1.75
14	2.04
15	4.19
16	3.95
17	4.20
18	3.65
19	4.55
20	4.59
21	4.60
22	4.61
23	4.62
24	4.62
25	4.62
26	4.62
27	4.62
28	4.62
29	4.62
30	4.62
31	4.62
32	4.62
33	4.62
34	4.62

将来ごみ量の予測

現在の施策を継続した場合の将来ごみ量の予測から、町民の意識改革を求めごみ処理の有料化等も視野にいたした強力な施策の推進による目標達成に向けた予測をします。

ア 家庭系ごみ減量化目標値

家庭系ごみ（集団回収を除く）原単位の予測

資料：組合

単位：g/人・日

年度 内容	実績値		将来推移				減量目標
	H17	18	19	20	21	22	23
原単位 予測値	636	650	628 (646)	624 (651)	620 (656)	614 (660)	614 (664)

* () 内は現状施策を継続した場合の予測値

家庭系ごみの内訳

資料：組合 単位：%

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	資源ごみ
構成割合	88.32	9.90	0.32	0.14	1.32

イ 事業系ごみの減量化

事業系ごみの減量化

資料：組合 単位：g / 人・日

年度 内容	実績値		将来推移				減量目標
	H17	18	19	20	21	22	23
原単位 予測値	275	239	270 (301)	268 (304)	266 (306)	263 (307)	263 (310)

* () 内は現状施策を継続した場合の予測値

事業系ごみの内訳

資料：組合 単位：%

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ
構成割合	97.16	0.41	2.42	0.01

ウ 資源化率

家庭系の可燃ごみから資源の分別排出が促進され、資源ごみに移行する想定です。

資源収集は平成 20 年度から 22 年度にかけて増加し、以降は一定に設定します。

資源化率

資料：組合 単位：%

年度 内容	実績値	将来推移				資源化目標
	17	18	19	20	21	22
資源化率 予測値	15.3	15.4 (15.2)	21.5 (15.2)	22.9 (15.1)	25.5 (15.1)	27.0 (15.2)

* () 内は現状施策を継続した場合の予測値

資源ごみ原単位の予測

資料：組合 単位：g / 人・日

年度 内容	実績値	将来推移				減量目標
	17	18	19	20	21	22
原単位 予測値	70.3	70.7 (70.8)	71.1 (71.3)	85.6 (71.9)	114.0 (72.4)	128.3 (72.9)

* () 内は現状施策を継続した場合の予測値

エ 予測結果 別紙 6 (48 ページ)

減量化及び資源化の目標を達成した場合の将来ごみ量の予測では、5年後の平成 23 年度の年間ごみ量が 5,144 t、平成 33 年度では 4,871 t となり平成 18 年度のごみ量に対して平成 23 年度で約 3.1%の減、平成 33 年度で約 8.2%の減となる予測です。

1 2 ごみの減量化・資源化の取組

(1) 意識改革の推進

資源循環型社会を構築するためには、町民、事業者がごみの減量化、資源化に対する意識や関心を高め積極的に取り組んでゆく必要があります。

このため、町ではあらゆる機会をとらえて資源循環型社会の醸成に向けて啓発活動を強力に推進します。

廃棄物の発生抑制と適正処理の推進

ア 行政の行動

- ・ 製品の使用量削減に努めるとともに、公共事業における廃棄物の抑制に努めます。
- ・ 生ごみ堆肥化装置などの購入補助や、ごみの減量化活動に対する奨励金補助制度を推進します。
- ・ 資源回収団体との連携により、ごみの発生抑制の普及啓発に努めます。
- ・ ごみゼロの日やごみ減量化週間などの機会を活用し、普及啓発を推進します。
- ・ ごみ処理有料化を検討します。

イ 事業者の行動

- ・ 事業に必要な原材料は、再生資源など環境にやさしい物を使用します。
- ・ 簡易包装、量り売り、製造、流通、販売などの各段階で、廃棄物の発生抑制に取り組みます。
- ・ 産業廃棄物は、許可を有する業者に依頼して適正に処理します。

ウ 町民の行動

- ・ マイバッグを用意して、ごみになるレジ袋を減らします。
- ・ 必要なものを必要な分だけ購入します。
- ・ 容器包装の少ない製品を購入します。
- ・ 環境にやさしい調理方法を工夫するなど、生ごみの発生抑制に努め、生ごみ処理機を利用して堆肥化をします。

リサイクル活動の推進

ア 行政の行動

- ・ 公共施設からでる容器包装物や、紙類は分別し資源のリサイクルを推進します。
- ・ 再生品やリサイクルしやすいものなど、環境にやさしい商品を購入し使用する*グリーン購入を率先して推進します。
- ・ リサイクルに出す際の正しい分別方法を町民に分かりやすく周知します。
*グリーン購入：環境負荷の小さい製品などを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

イ 事業者の活動

- ・ 物品の調達の際には、*エコマークや*グリーンマークの対象製品などを参考に、再生素材を利用したものや再利用可能な商品を購入します。
- ・ リサイクルできる容器などについては、販売店での自主的な回収に努めます。
- ・ 生ごみの多く発生する事業場では、生ごみ処理機などによる有効活用を図ります。
*エコマーク：様々な商品の中で、生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。
*グリーンマーク：古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印としたもの。

ウ 町民の行動

- ・ 資源回収団体のリサイクル活動に積極的に参加、協力します。
- ・ 町の分別収集に協力します。
- ・ 再使用、再生利用しやすい商品を優先的に購入します。

(2) 資源ごみ収集の拡大

センターへ搬入する資源ごみは、びん・缶・ペットボトルの3品目であり、町の資源リサイクル活動奨励補助の対象品目は、紙類・布類・びん類・金属類を対象にしています。

組合と連携して、資源としての流通経路の確保を図り収集品目の拡大に努めるとともに、資源ごみの拠点回収箇所の増設を検討します。

(3) 資源ごみの分別

うめみの工業団地には平成14年に、ペットボトルリサイクル工場が操業し、

平成 20 年 4 月には容器包装の廃プラスチック処理工場が操業予定です。

また、平成元年 2 月寄居町に埼玉県環境整備センターが建設され、最終処分場として供用が開始されました。さらに、平成 18 年 6 月には「彩の国資源循環工場」が全面オープンしています。

町は、町民及び事業者の協力を得て資源ごみを分別し、収集運搬・処理場までの流通の確立を図ります。

(4) 計画目標の設定及び具体的施策の策定

一般廃棄物の処理に係る目標達成のため、排出抑制、有料化の検討、資源化計画などを策定して推進します。



1 3 最終処分場の確保

(1) 組合最終処分場

美里町にある組合の最終処分場については、その期限が平成 20 年 3 月末日までとなっていますが、施設にまだ余裕があるため期間延長の調整をします。

(2) 民間処理工場への資源化

平成 19 年 3 月末日でセンターの灰溶融施設を運転停止しました。最終処分場については、灰の溶融を民間処理工場へ委託、セメントや舗装骨材にする民間処理工場への資源化、さらに県の環境整備センターへの搬出と合わせて効率・効果を求めて調整します。

(3) 神川町最終処分場

神川町に最終処分場を建設することは決定されているため、計画スケジュールに沿って町と組合による取り組みを推進します。

1 4 行財政計画

(1) 組織体制の整備

環境衛生推進委員をはじめ町民、各種団体及び企業などさまざまな地域組織

との連携・協働して進める行財政運営のあり方を目指します。

(2) 長期的な財政計画の立案

長期計画に基づいた財政計画を立案して、毎年度策定する実施計画の時点に施策の事後評価と合わせ費用対効果を図りながら適宜見直しを行います。

(3) 施策の評価

新たに実施する施策について、ごみの減量及び資源化した効果や環境への負荷低減効果と係る経費の検証を行い、改善策や代替策を検討して「神川町の環境」で公表して事業効果を図ります。

第2章 生活排水処理基本計画

2 1 生活排水処理人口の将来予測

(1) 生活排水処理人口の推計の方法

生活排水処理人口は、先に策定されている「神川町下水道整備基本構想」及び「利根川右岸流域関連神川流域関連公共下水道全体計画」があり、各計画で設定している将来人口が今回策定する計画の将来人口と異なっているため、一致させる必要がありますが、組合作成の計画を優先とします。

(2) 推計方法

下水道人口及び農業集落排水人口について、各計画で設定している将来人口を本計画の将来人口に準じて補正します。

汲み取り、単独及び合併処理浄化槽設置など地域的な動向を考慮して推計します。

既供用開始地区であり、平成21年度が接続率100%目標の場合		
渡瀬地区	1,655人	76ha
平成22年度に供用開始予定		
神川第4処理区	元原(一部)	54ha
供用開始未定		
神川第1処理区	新宿、池田、二ノ宮、新里、前組、中新里、植竹	254ha
神川第2処理区	植竹、関口、元阿保	110ha
神川第3処理区	八日市、熊野堂、原新田	45ha

(3) し尿汲み取り、単独、合併処理浄化槽人口の推計

合併処理浄化槽人口は推計式により推計します。単独処理浄化槽及びし尿汲み取り人口は、残りを平成17年度の割合から最終年度(平成34年度)に単独処理浄化槽：し尿汲み取り割合が7：3に按分します。

「生活排水処理人口推計結果」

資料：組合

年度	下水道	a 合併処理浄化槽	b 単独浄化槽	し尿汲み取り	総人口
H13	0	5,530	5,937	3,888	15,435
14	0	5,680	5,893	3,645	15,274

15	0	5,911	5,824	3,565	15,340
16	0	5,954	5,829	3,433	15,248
17	0	6,211	5,808	3,266	15,285
18	544	6,749	5,084	2,813	15,190
19	1,088	6,676	4,773	2,597	15,134
20	1,633	6,815	4,322	2,314	15,084
21	1,629	6,945	4,236	2,231	15,041
22	1,626	7,069	4,164	2,157	15,016
23	1,615	7,187	4,050	2,063	14,915
24	1,605	7,299	3,944	1,975	14,823
25	1,597	7,407	3,847	1,895	14,746
26	1,590	7,510	3,761	1,821	14,682
27	1,584	7,609	3,684	1,753	14,630
28	1,572	7,705	3,571	1,670	14,518
29	1,562	7,797	3,468	1,595	14,422
30	1,552	7,886	3,374	1,525	14,337
31	1,544	7,973	3,285	1,459	14,261
32	1,537	8,056	3,204	1,398	14,195
33	1,530	8,138	3,123	1,338	14,129
34	1,535	8,218	3,034	1,300	14,087

(4) 浄化槽汚泥及びし尿収集の推計

浄化槽汚泥

浄化槽汚泥発生原単位実績

単位： /人・日

年度	H13	14	15	16	17	18	平均
実績	1.04	1.00	0.95	0.97	0.93	0.95	0.98

浄化槽汚泥発生原単位は、単独浄化槽が減少して合併処理浄化槽の増加が見込まれるため、原単位をそれぞれに設定します。

設定にあたっては、「し尿処理施設構造指針解説」の参考値をもちいて、単独浄化槽と合併処理浄化槽の比を単独：合併 = 0.75：1.20 とし汚泥量の実績値を勘案した上で次式の定数 k（構造指針の値に対する実績値の比）を求め、推計に用いる単独処理及び合併処理浄化槽汚泥の発生原単位を設定します。

$$k \times 1.20 \times a + k \times 0.75 \times b = c \times d$$

a：合併処理浄化槽人口（H13～17年度の平均）

b：単独浄化槽人口（H13～17年度の平均）

c：浄化槽汚泥収集原単位（H13～17年度の平均）

d：浄化槽（合併＋単独）人口（H13～17年度の平均）

推計に用いた単独処理及び合併処理浄化槽汚泥の発生原単位

a (人)	b (人)	c (・人日)	d (人)	k	単独浄化槽原 単位 (/人日)	合併浄化槽原 単位 (/人日)
5,858	5,857	0.98	11,715	1.01	0.76	1.21

し尿 (一人一日あたりの収集量)

し尿発生原単位の実績値

単位： /人・日

年度	H13	14	15	16	17	18	平均
実績	0.73	0.70	0.65	0.69	0.63	0.65	0.68

推計に用いる原単位のまとめ

し尿浄化槽汚泥の発生量推計に用いる原単位 単位： /人・日

合併浄化槽	単独浄化槽	し尿
1.21	0.76	0.68

(5) 収集量の推計

推計方法

(3) 及び(4) で設定した発生原単位にそれぞれの生活排水処理人口の将来予測結果を乗じて、浄化槽汚泥及びし尿収集量を推計します。

推計結果

単独浄化槽汚泥とし尿汲み取り量は減少し、合併処理浄化槽人口の増加に伴う汚泥量の増加を勘案しても計画期間内において同程度の発生量で推移すると予測しています。

浄化槽汚泥及びし尿収集量推計結果

単位： k /年

年度	合併処理浄化	単独浄化槽	し尿	計
H17	4,098		753	4,851
18	2,981	1,410	698	5,089
19	2,948	1,324	645	4,917
20	3,010	1,199	574	4,783
21	3,067	1,175	554	4,796
22	3,122	1,155	535	4,812
23	3,174	1,123	512	4,809
24	3,224	1,094	490	4,808

25	3,271	1,067	470	4,808
26	3,317	1,043	452	4,812
27	3,361	1,022	435	4,818
28	3,403	991	414	4,808
29	3,444	962	396	4,802
30	3,483	936	379	4,798
31	3,521	911	362	4,794
32	3,558	899	347	4,794
33	3,594	866	332	4,792
34	3,629	843	317	4,789

2 - 2 生活排水処理の基本的な計画

町内の河川や水路の水質は、町民に対する啓発活動、生活雑排水処理率の向上により年々改善の方向にありますが、生活雑排水の流入など水質を悪化させる要因が残存しており、河川水質検査結果（19 ページ）で排水基準内ですが環境基準を超える地点があります。

公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の整備、設置は、町あるいは町民であることから本計画では目標及び施策に関して方向性を明らかにして推進します。

(1) 生活排水処理の目標

処理形態別人口予測から得られた割合のうち、将来人口に対する下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽人口の割合を生活雑排水の処理率とし、これを生活排水処理の目標とし 40.6%を平成 34 年度で 68.4%まで向上を目指します。

また、組合では生活排水処理率 54.6%から平成 33 年度において 85.4%を目標としています。

	平成 17 年度	平成 34 年度
神川町	40.6	68.4
広域組合	54.6	85.4(33)

(2) 目標達成に向けた施策の展開

下水道施設整備の計画的実施

平成 17 年 3 月 14 日付け認可された利根川右岸流域関連神川公共下水道事業は、本庄市からの幹線工事が進んでいます。町の下水道施設整備を計画的

に実施します。

特定環境保全公共下水道

平成 20 年度末の全区供用開始を目指して戸別訪問や指定工事店への協力要請により下水道接続率 100%の早期達成をめざして事業を推進します。

(3) 農業集落排水の整備

平成 11 年度に策定した「神川町農業集落排水整備計画」及び平成 15 年度策定した「神川町下水道整備基本構想」に基づいて、計画推進にあたっての課題を整理し、資金計画を含めた年次計画を作成して計画的に事業を推進します。

(4) 合併処理浄化槽の整備

し尿汲み取り及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換奨励

合併処理浄化槽は、下水道及び農業集落排水施設の計画区域外、あるいは下水道整備区域内であっても当面整備が望めない地域、さらに個別住宅、分散集落における生活排水処理に有効であると考えます。

合併処理浄化槽設置費整備事業の補助制度の普及を図り、転換や単独浄化槽の処分費を加算する制度の充実を図ります。

適正な維持管理の促進

合併処理浄化槽の処理性能は、BOD除去率 90%以上、放流水のBOD 20 mg / 以下と下水道終末処理施設と同等の性能があり、設備費や維持費が安価で短期間で設置でき、費用対効果は高いものです。

しかし、清掃、点検等の維持管理が適正に行われたい限りその性能を発揮することはできません。

浄化槽管理者及び使用者には、保守点検及び定期検査が義務付けられている浄化槽法を十分理解していただき適切な使用を求め、浄化槽清掃業者（許可業者）及び行政の三者における連携を図り、清掃、保守点検及び法定検査の完全実施を推進します。

町では、清掃、保守点検及び法定検査に係る費用の補助事業として「合併処理浄化槽維持管理費補助金」を継続して3年間の補助を行い、適正な維持管理を促進します。

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の発生量に応じた効率的な収集運搬体制を推進します。

ア 収集運搬業者との連携強化

下水道の整備によりし尿汲み取り量は減少していくことが予測されるため、「下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化計画を検討して収集運搬業者の育成を図ります。

ウ 収集料金の検討

し尿汲み取り及び浄化槽汚泥収集量の変化に対応した委託、許可の形態の検討と適正な収集料金の検討を行います。

また、し尿と浄化槽汚泥の汚濁負荷の差による利根グリーンセンターの処理単価や合併処理浄化槽の設置に係る町民負担等を考慮して、合併処理浄化槽の普及を促進するために妥当なし尿と浄化槽汚泥の処理手数料を検討します。



鳥羽川

2 3 水質保全計画

(1) 目標

下水道への接続及び合併処理浄化槽の整備など生活排水処理に関する広報や神流川へサケの稚魚放流などイベントによる水質保全の啓発活動を積極的に行います。

身近な水環境の保全と公衆衛生の向上を図るためには、生活排水対策を強力に進め、上流と下流の地域住民や事業者の理解と協力が欠かせないものとなっています。

このため、生活排水による水環境に与える影響について、管理指導と啓発活動を行い、町民や事業者の意識の向上を積極的に図ります。

(2) 目標達成に向けた具体的施策の展開

工場・事業場排水対策の推進

ア 行政の行動

- ・水質汚濁の原因となる排水を流す事業者に、必要な規制及び指導を行います。
- ・排水基準が適用にならない飲食店などにも、汚濁物質を除去するよう指導します。
- ・家畜糞尿の適正処理を指導します。
- ・農薬や化学肥料の使用に配慮した環境保全型農業を奨励します。

イ 事業者の行動

- ・法令や条例による排水基準値を遵守し、排水濃度をより低減します。
- ・小規模な飲食店においても、排水に十分注意します。
- ・家畜糞尿の適正処理をします。
- ・環境保全型農業を積極的に取り組み、汚染物質の流失防止に努めます。

生活排水対策の推進

ア 行政の行動

- ・公共下水道事業及び加入の推進、合併処理浄化槽の普及促進をします。
- ・合併処理浄化槽の適正な維持管理を推進します。

イ 町民の行動

- ・公共下水道への加入又は合併処理浄化槽の設置に努めます。
- ・台所からの排水に、調理くずや廃食油を流さないようにします。
- ・環境にやさしい洗剤を使用します。
- ・浄化槽の適正な管理に努めます。

土壌・地下水の保全と監視

ア 行政の行動

- ・廃棄物の不法投棄や不適正処理がされないよう、環境パトロールを強化します。
- ・水の循環利用や、再生使用の啓発など、水の有効利用を図り、湧水及び地下水の保全に努めます。
- ・農薬使用量の低減を推進します。

イ 事業者の行動

- ・廃棄物からの土壌汚染や、地下水の汚染が発生しないようにします。
- ・農薬や化学肥料の使用を減らします。
- ・地下水の使用にあたっては、法令を遵守します。
- ・駐車場、その他事業場内に浸透性舗装やブロックなどを使用します。

ウ 町民の行動

- ・宅地内の雨水の地下浸透に努めます。
- ・家庭菜園などで、薬剤の過度な使用を止めます。

環境教育の実施

水の循環や水質浄化に関する授業や野外学習など学校教育機関と連携した環境学習を推進します。

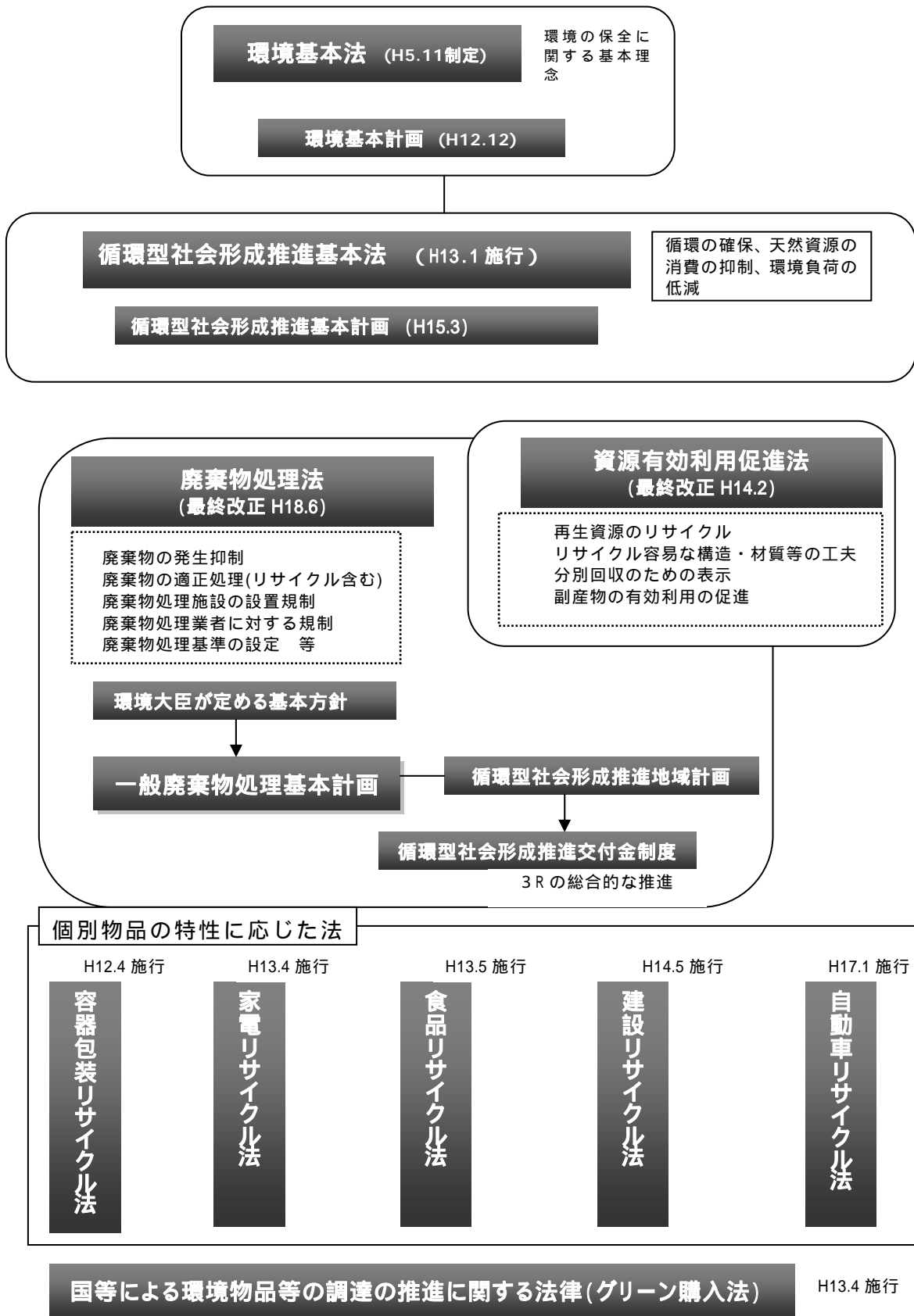
また、町民や事業所を対象にした講演会、見学会など環境学習を推進します。

2 4 行財政計画

下水道整備、農業集落排水施設整備の長期的な財政計画を立案し、交付金及び補助制度を最大限に活用した実施計画に取り組みます。

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る補助額の見直しや補助制度の検討を行い、また、利根グリーンセンターの負担金について施設の改修及び施設更新など長期的な財政計画に沿って町の財政負担の軽減を図ります。

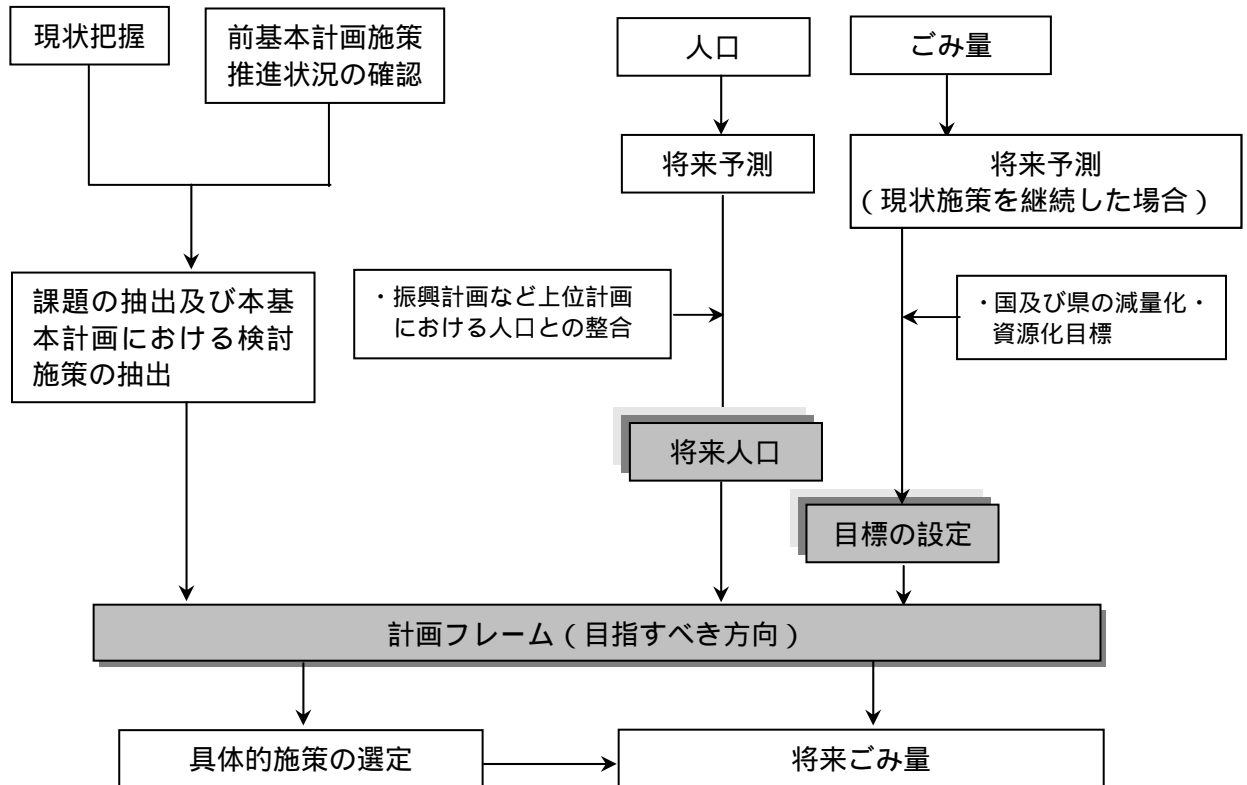
循環型社会構築のための法体系 (資料：組合)



清掃行政事業の沿革

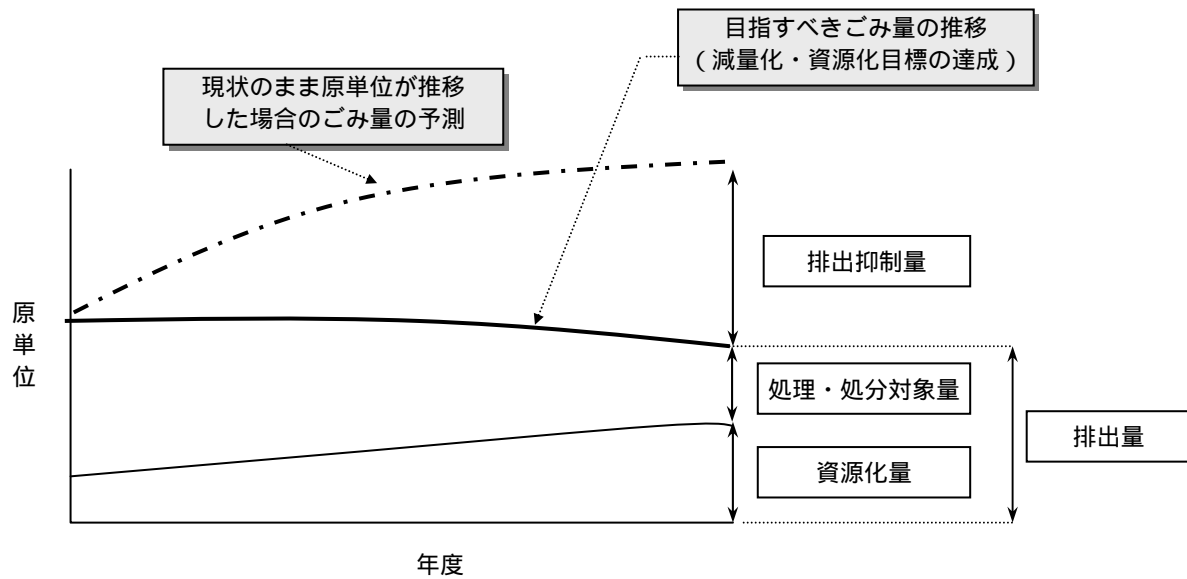
年度	神 川 町	児玉都市広域市町村圏組合	法 律
昭和28年	し尿のみ民間業者に委託開始		
45		児玉都市広域市町村圏協議会発足	
46		組合計画策定、認可、業務開始	
48		し尿処理施設「衛生センター」操業	
49	ごみ収集、し尿運搬を民間業者に委託	ごみ処理施設「清掃センター」操業	
55		破碎処理施設「破碎処理工場」操業	
平成2		し尿処理施設「利根グリーンセンター」操業	
3	生ごみ処理容器購入費補助事業開始		資源の有効な利用に関する法律
4	資源回収事業奨励補助金交付開始		
5	一般廃棄物処理基本計画策定		
6		一般廃棄物最終処分場（神泉）供用開始	環境基本法
7		一般廃棄物最終処分場（栗橋）供用開始	容器包装リサイクル法制定
8	合併浄化槽施設整備補助事業開始		
9	合併浄化槽施設維持管理費補助開始	指定ごみ袋制度導入	
10		一般廃棄物最終処分場（美里）供用開始	家電リサイクル法制定
11	神川町環境基本条例制定	ごみ処理施設「小山川クリーンセンター」操業	
12	粗大ごみリスト収集、資源ごみ分別収集	ごみ袋認定制度導入	循環型社会形成推進基本法制定
13			食品リサイクル法制定
14	一般廃棄物処理基本計画改訂		建設リサイクル法制定
15			自動車リサイクル法制定
16			
17			
18	神川町環境基本計画策定	一般廃棄物処理基本計画策定	
19	一般廃棄物処理基本計画策定		

人口及びごみ量予測の考え方



(資料：組合)

ごみ量予測方法の考え方



(資料：組合)

表B-9 現状の施策を継続した場合の将来ごみ量予測結果【神川町】

〔原単位〕

種類	単位	番号	算出方法 H18以降	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
計画収集人口	人	(1)	総合計画予測の住基換算	15,435	15,274	15,340	15,248	15,285	15,190	15,134	15,084	15,041	15,016	14,915	14,823	14,746	14,682	14,630	14,518	14,422	14,337	14,261	14,195	14,129
家庭系ごみ計	g/人・日	(2)	推計式(ロジスティック式)	656.6	680.0	688.0	679.7	698.9	703.4	709.5	715.1	720.2	724.9	729.1	732.9	736.4	739.5	742.4	745.0	747.3	749.5	751.4	753.1	754.7
収集+直搬ごみ		(3)	H17実績の比率で(2)を按分	574.7	604.3	619.3	616.7	636.3	640.4	646.0	651.1	655.7	660.0	663.8	667.3	670.5	673.3	675.9	678.3	680.4	682.4	684.1	685.7	687.1
可燃ごみ		(4)	H17実績の比率で(2)を按分	482.4	517.1	528.6	536.2	555.7	559.3	564.1	568.6	572.6	576.4	579.7	582.7	585.5	588.0	590.3	592.3	594.2	595.9	597.4	598.8	600.0
不燃ごみ		(5)	H17実績の比率で(2)を按分	70.3	68.5	70.2	67.2	65.1	65.5	66.1	66.6	67.1	67.5	67.9	68.2	68.6	68.8	69.1	69.4	69.6	69.8	70.0	70.1	70.3
粗大ごみ		(6)	H17実績の比率で(2)を按分	11.5	9.5	11.6	4.7	7.0	7.0	7.1	7.2	7.2	7.3	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
有害ごみ		(7)	H17実績の比率で(2)を按分	0.9	0.5	0.7	0.7	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
資源ごみ		(8)	H17実績の比率で(2)を按分	9.6	8.6	8.2	7.9	7.7	7.8	7.8	7.9	7.9	8.0	8.0	8.1	8.1	8.2	8.2	8.2	8.2	8.3	8.3	8.3	8.3
集団資源回収		(9)	H17実績の比率で(2)を按分	81.8	75.7	68.8	63.1	62.6	63.0	63.5	64.0	64.5	64.9	65.3	65.6	65.9	66.2	66.5	66.7	66.9	67.1	67.3	67.4	67.6
事業系ごみ計	g/人・日	(10)	(30)÷(1)×10 ⁶	113.6	133.8	273.4	258.9	274.8	294.3	300.6	304.1	306.1	307.2	309.6	311.5	313.2	314.7	315.8	318.2	320.3	322.2	324.0	325.5	327.0
可燃ごみ		(11)	(31)÷(1)×10 ⁶	107.0	125.4	254.3	247.6	265.5	284.3	290.4	293.8	295.7	296.8	299.0	301.0	302.6	304.0	305.1	307.4	309.5	311.3	313.0	314.4	315.9
不燃ごみ		(12)	(32)÷(1)×10 ⁶	2.0	2.3	3.0	2.3	2.2	2.3	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
粗大ごみ		(13)	(33)÷(1)×10 ⁶	4.4	5.9	15.9	8.8	7.2	7.7	7.9	8.0	8.0	8.0	8.0	8.1	8.2	8.2	8.3	8.3	8.4	8.4	8.5	8.5	8.6
有害ごみ		(14)	(34)÷(1)×10 ⁶	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ごみ排出量	g/人・日	(15)	(2)+(10)	770.2	813.8	961.4	938.6	973.6	997.7	1,010.1	1,019.2	1,026.3	1,032.1	1,038.7	1,044.4	1,049.6	1,054.2	1,058.2	1,063.2	1,067.6	1,071.7	1,075.4	1,078.6	1,081.7
可燃ごみ		(16)	(4)+(11)	589.5	642.5	783.0	783.8	821.1	843.6	854.5	862.4	868.3	873.2	878.7	883.7	888.1	892.0	895.4	899.7	903.7	907.2	910.4	913.2	915.9
不燃ごみ		(17)	(5)+(12)	72.2	70.9	73.2	69.5	67.2	67.8	68.5	69.0	69.5	69.9	70.3	70.6	71.0	71.3	71.6	71.9	72.1	72.3	72.5	72.6	72.8
粗大ごみ		(18)	(6)+(13)	16.0	15.4	27.4	13.5	14.2	14.7	15.0	15.2	15.2	15.3	15.3	15.4	15.6	15.6	15.7	15.8	15.9	15.9	16.0	16.0	16.1
有害ごみ		(19)	(7)+(14)	1.1	0.7	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
資源ごみ		(20)	(8)	9.6	8.6	8.2	7.9	7.7	7.8	7.8	7.9	7.9	8.0	8.0	8.1	8.1	8.2	8.2	8.2	8.2	8.3	8.3	8.3	8.3
集団資源回収		(21)	(9)	81.8	75.7	68.8	63.1	62.6	63.0	63.5	64.0	64.5	64.9	65.3	65.6	65.9	66.2	66.5	66.7	66.9	67.1	67.3	67.4	67.6

表示桁未満を四捨五入しているため、内訳とその合計が合わない場合がある。

〔日量〕

種類	単位	番号	算出方法 H18以降	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
家庭系ごみ計	t/日	(22)	(2)×(1)÷10 ⁶	10.134	10.386	10.555	10.364	10.682	10.685	10.738	10.787	10.833	10.885	10.875	10.864	10.859	10.857	10.861	10.816	10.778	10.746	10.716	10.690	10.663
収集+直搬ごみ		(23)	(3)×(1)÷10 ⁶	8.871	9.230	9.500	9.403	9.726	9.728	9.777	9.821	9.862	9.911	9.901	9.891	9.887	9.885	9.888	9.848	9.813	9.784	9.756	9.734	9.708
可燃ごみ		(24)	(4)×(1)÷10 ⁶	7.447	7.899	8.109	8.175	8.493	8.496	8.537	8.577	8.612	8.655	8.646	8.637	8.634	8.633	8.636	8.599	8.570	8.543	8.520	8.500	8.477
不燃ごみ		(25)	(5)×(1)÷10 ⁶	1.085	1.047	1.077	1.025	0.995	0.995	1.000	1.005	1.009	1.014	1.013	1.011	1.012	1.010	1.011	1.008	1.004	1.001	0.998	0.995	0.993
粗大ごみ		(26)	(6)×(1)÷10 ⁶	0.178	0.145	0.178	0.071	0.107	0.106	0.107	0.109	0.108	0.110	0.109	0.108	0.109	0.109	0.108	0.109	0.108	0.108	0.107	0.106	0.106
有害ごみ		(27)	(7)×(1)÷10 ⁶	0.014	0.008	0.011	0.011	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.013	0.013	0.013	0.013	0.015	0.015	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014
資源ごみ		(28)	(8)×(1)÷10 ⁶	0.148	0.132	0.126	0.121	0.118	0.118	0.118	0.119	0.119	0.120	0.119	0.120	0.119	0.120	0.120	0.119	0.118	0.119	0.118	0.118	0.117
集団資源回収		(29)	(9)×(1)÷10 ⁶	1.263	1.156	1.055	0.962	0.956	0.957	0.961	0.965	0.970	0.975	0.974	0.972	0.972	0.972	0.973	0.968	0.965	0.962	0.960	0.957	0.955
事業系ごみ計	t/日	(30)	推計式(ロジスティック式)	1.753	2.044	4.194	3.948	4.200	4.471	4.549	4.587	4.604	4.613	4.617	4.618	4.619	4.620	4.620	4.620	4.620	4.620	4.620	4.620	4.620
可燃ごみ		(31)	H17実績の比率で(30)を按分	1.652	1.915	3.902	3.775	4.058	4.319	4.395	4.431	4.448	4.457	4.460	4.461	4.462	4.463	4.463	4.463	4.463	4.463	4.463	4.463	4.463
不燃ごみ		(32)	H17実績の比率で(30)を按分	0.030	0.036	0.046	0.036	0.033	0.035	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036
粗大ごみ		(33)	H17実績の比率で(30)を按分	0.068	0.090	0.243	0.134	0.110	0.117	0.119	0.120	0.120	0.120	0.120	0.120	0.120	0.121	0.121	0.121	0.121	0.121	0.121	0.121	0.121
有害ごみ		(34)	H17実績の比率で(30)を按分	0.003	0.003	0.003	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
ごみ排出量	t/日	(35)	(22)+(30)	11.888	12.430	14.749	14.312	14.882	15.156	15.287	15.374	15.437	15.498	15.492	15.482	15.478	15.477	15.481	15.436	15.398	15.366	15.336	15.310	15.283
可燃ごみ		(36)	(24)+(31)	9.099	9.814	12.011	11.951	12.551	12.815	12.932	13.008	13.060	13.112	13.106	13.098	13.096	13.096	13.099	13.062	13.033	13.006	12.983	12.963	12.940
不燃ごみ		(37)	(25)+(32)	1.115	1.082	1.123	1.060	1.027	1.030	1.036	1.041	1.045	1.050	1.049	1.047	1.048	1.046	1.047	1.044	1.040	1.037	1.034	1.031	1.029
粗大ごみ		(38)	(26)+(33)	0.247	0.236	0.421	0.205	0.216	0.223	0.226	0.229	0.228	0.230	0.229	0.228	0.230	0.230	0.229	0.230	0.229	0.229	0.228	0.227	0.227
有害ごみ		(39)	(27)+(34)	0.016	0.011	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.013	0.013	0.013	0.013	0.015	0.015	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014
資源ごみ		(40)	(28)	0.148	0.132	0.126	0.121	0.118	0.118	0.118	0.119	0.119	0.120	0.119	0.120	0.119	0.120	0.120	0.119	0.118	0.119	0.118	0.118	0.117
集団資源回収		(41)	(29)	1.263	1.156	1.055	0.962	0.956	0.957	0.961	0.965	0.970	0.975	0.974	0.972	0.972	0.972	0.973	0.968	0.965	0.962	0.960	0.957	

表示桁未満を四捨五入しているため、内訳とその合計が合わない場合がある。

[年間ごみ量]

種類	単位	番号	算出方法 H18以降	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
家庭系ごみ計	t/年	(42)	(22) × 年間日数	3,699	3,791	3,863	3,783	3,899	3,900	3,930	3,937	3,954	3,973	3,980	3,965	3,964	3,963	3,975	3,948	3,934	3,922	3,922	3,902	3,892
収集 + 直搬ごみ		(43)	(23) × 年間日数	3,238	3,369	3,477	3,432	3,550	3,551	3,578	3,585	3,600	3,618	3,624	3,610	3,609	3,608	3,619	3,595	3,582	3,571	3,571	3,553	3,543
可燃ごみ		(44)	(24) × 年間日数	2,718	2,883	2,968	2,984	3,100	3,101	3,125	3,131	3,143	3,159	3,164	3,153	3,151	3,151	3,161	3,139	3,128	3,118	3,118	3,103	3,094
不燃ごみ		(45)	(25) × 年間日数	396	382	394	374	363	363	366	367	368	370	371	369	369	369	370	368	366	365	365	363	362
粗大ごみ		(46)	(26) × 年間日数	65	53	65	26	39	39	39	40	39	40	40	39	40	40	40	40	39	39	39	39	39
有害ごみ		(47)	(27) × 年間日数	5	3	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
資源ごみ		(48)	(28) × 年間日数	54	48	46	44	43	43	43	43	43	44	44	44	43	44	44	43	43	43	43	43	43
集団資源回収		(49)	(29) × 年間日数	461	422	386	351	349	349	352	352	354	356	356	355	355	355	356	353	352	351	351	349	349
事業系ごみ計	t/年	(50)	(30) × 年間日数	640	746	1,535	1,441	1,533	1,632	1,665	1,674	1,680	1,684	1,690	1,686	1,686	1,686	1,691	1,686	1,686	1,691	1,686	1,686	1,686
可燃ごみ		(51)	(31) × 年間日数	603	699	1,428	1,378	1,481	1,576	1,609	1,617	1,624	1,627	1,632	1,628	1,629	1,629	1,633	1,629	1,629	1,633	1,629	1,629	1,629
不燃ごみ		(52)	(32) × 年間日数	11	13	17	13	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
粗大ごみ		(53)	(33) × 年間日数	25	33	89	49	40	43	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
有害ごみ		(54)	(34) × 年間日数	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ごみ排出量	t/年	(55)	(42)+(50)	4,339	4,537	5,398	5,224	5,432	5,532	5,595	5,611	5,634	5,657	5,670	5,651	5,650	5,649	5,666	5,634	5,620	5,608	5,613	5,588	5,578
可燃ごみ		(56)	(44)+(51)	3,321	3,582	4,396	4,362	4,581	4,677	4,734	4,748	4,767	4,786	4,796	4,781	4,780	4,780	4,794	4,768	4,757	4,747	4,751	4,732	4,723
不燃ごみ		(57)	(45)+(52)	407	395	411	387	375	376	379	380	381	383	384	382	382	382	383	381	379	378	378	376	375
粗大ごみ		(58)	(46)+(53)	90	86	154	75	79	82	83	84	83	84	84	83	84	84	84	84	83	83	83	83	83
有害ごみ		(59)	(47)+(54)	6	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
資源ごみ		(60)	(48)	54	48	46	44	43	43	43	43	44	44	44	44	43	44	44	43	43	43	43	43	43
集団資源回収		(61)	(51)	461	422	386	351	349	349	352	352	354	356	356	355	355	355	356	353	352	351	351	349	349

表示桁未満を四捨五入しているため、内訳とその合計が合わない場合がある。

表B-10 現状の施策を継続した場合の将来ごみ量予測結果(中間・最終処分) [神川町]

種類	単位	番号	算出方法 H18以降	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
焼却処理		(62)	計	3,663	3,916	4,800	4,671	4,884	4,982	5,042	5,058	5,077	5,098	5,108	5,091	5,091	5,091	5,106	5,078	5,065	5,054	5,058	5,038	5,028
可燃ごみ		(63)	(56) - (75)	3,321	3,582	4,396	4,354	4,568	4,663	4,720	4,734	4,753	4,772	4,782	4,767	4,766	4,766	4,780	4,754	4,743	4,733	4,737	4,718	4,709
破碎可燃ごみ		(64)	(65) - (70) - (76)	342	334	404	317	316	319	322	324	324	326	326	324	325	325	326	324	322	321	321	320	319
粗大・不燃ごみ処理		(65)	計	497	481	565	462	454	458	462	464	464	467	468	465	466	466	467	465	462	461	461	459	458
不燃ごみ		(66)	(57)	407	395	411	387	375	376	379	380	381	383	384	382	382	382	383	381	379	378	378	376	375
粗大ごみ		(67)	(58)	90	86	154	75	79	82	83	84	83	84	84	83	84	84	84	84	83	83	83	83	83
埋立処分		(68)	計	754	489	471	486	457	466	471	473	475	477	478	476	476	476	477	475	474	473	473	471	470
焼却・溶融残渣		(69)	(65) × 9.35%	754	489	471	486	457	466	471	473	475	477	478	476	476	476	477	475	474	473	473	471	470
委託処理(処理困難物)		(70)	(65) × 0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資源回収量		(71)	計	690	867	860	804	833	841	849	849	853	858	859	856	855	856	858	853	850	848	848	844	844
有害ごみ		(72)	(59)	6	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
資源ごみ		(73)	(60)	54	48	46	44	43	43	43	43	44	44	44	44	43	44	44	43	43	43	43	43	43
集団資源回収		(74)	(61)	461	422	386	351	349	349	352	352	354	356	356	355	355	355	356	353	352	351	351	349	349
資源ごみ(古紙)		(75)	(56) × 0.3%	0	0	0	8	13	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
破碎資源		(76)	(65) × 30.3%	155	147	161	145	138	139	140	140	140	141	142	141	141	141	141	141	140	140	140	139	139
焼却灰・飛灰・スラグ		(77)	(62) × 5.84%	14	246	262	251	285	291	295	295	297	298	298	297	297	297	297	296	295	295	294	294	

埋立処分率(68)/(55)	17.4%	10.8%	8.7%	9.3%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%
資源回収率(71)/(55)	15.9%	19.1%	15.9%	15.4%	15.3%	15.2%	15.2%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%

表B-11 減量化・資源化目標を達成した場合の将来ごみ量【神川町】
〔原単位〕

種類		単位	番号	算出方法 H18以降	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		
家庭系ごみ	家庭系ごみ計	g/人・日	(1)	(2)+(8)	656.6	680.0	688.0	679.7	698.9	695.0	691.5	688.0	684.5	678.9	679.3	679.6	679.9	680.2	680.5	680.7	680.9	681.1	681.3	681.4	681.6		
	収集+直搬ごみ		(2)	減量目標の達成	574.7	604.3	619.3	616.7	636.3	632.0	628.0	624.0	620.0	614.0	614.0	614.0	614.0	614.0	614.0	614.0	614.0	614.0	614.0	614.0	614.0	614.0	
	可燃ごみ		(3)	(2)×構成割合-(7-1)	482.4	517.1	528.6	536.2	555.7	551.9	548.4	530.9	499.4	480.2	480.2	480.2	480.2	480.2	480.2	480.2	480.2	480.2	480.2	480.2	480.2	480.2	
	不燃ごみ		(4)	(2)×構成割合	70.3	68.5	70.2	67.2	65.1	64.6	64.2	63.8	63.4	62.8	62.8	62.8	62.8	62.8	62.8	62.8	62.8	62.8	62.8	62.8	62.8	62.8	62.8
	粗大ごみ		(5)	(2)×構成割合	11.5	9.5	11.6	4.7	7.0	6.9	6.9	6.9	6.8	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	
	有害ごみ		(6)	(2)×構成割合	0.9	0.5	0.7	0.7	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
	資源ごみ		(7)	(2)×構成割合+(7-1)	9.6	8.6	8.2	7.9	7.7	7.7	7.6	21.6	49.5	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	
	集団資源回収		(7-1)	新たな資源(7)の内数									14.0	42.0	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	
事業系ごみ	g/人・日	(8)	現状推移予測	81.8	75.7	68.8	63.1	62.6	63.0	63.5	64.0	64.5	64.9	65.3	65.6	65.9	66.2	66.5	66.7	66.9	67.1	67.3	67.4	67.6	67.6		
事業系ごみ	事業系ごみ計	g/人・日	(9)	減量目標の達成	113.6	133.8	273.4	258.9	274.8	272.0	270.0	268.0	266.0	263.0	263.0	263.0	263.0	263.0	263.0	263.0	263.0	263.0	263.0	263.0	263.0	263.0	
	可燃ごみ		(10)	(9)×構成割合	107.0	125.4	254.3	247.6	265.5	262.8	260.8	258.9	257.0	254.1	254.1	254.1	254.1	254.1	254.1	254.1	254.1	254.1	254.1	254.1	254.1	254.1	
	不燃ごみ		(11)	(9)×構成割合	2.0	2.3	3.0	2.3	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	
	粗大ごみ		(12)	(9)×構成割合	4.4	5.9	15.9	8.8	7.2	7.1	7.0	7.0	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	
	有害ごみ		(13)	(9)×構成割合	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	ごみ排出量	g/人・日	(14)	(1)+(9)	770.2	813.8	961.4	938.6	973.6	967.0	961.5	956.0	950.5	941.9	942.3	942.6	942.9	943.2	943.5	943.7	943.9	944.1	944.3	944.4	944.6		
	可燃ごみ		(15)	(3)+(10)	589.5	642.5	783.0	783.8	821.1	814.7	809.2	789.8	756.4	734.2	734.2	734.2	734.2	734.2	734.2	734.2	734.2	734.2	734.2	734.2	734.2	734.2	
	不燃ごみ		(16)	(4)+(11)	72.2	70.9	73.2	69.5	67.2	66.8	66.3	65.9	65.5	64.8	64.8	64.8	64.8	64.8	64.8	64.8	64.8	64.8	64.8	64.8	64.8	64.8	
	粗大ごみ		(17)	(5)+(12)	16.0	15.4	27.4	13.5	14.2	14.0	13.9	13.8	13.8	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	
	有害ごみ		(18)	(6)+(13)	1.1	0.7	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
	資源ごみ		(19)	(7)	9.6	8.6	8.2	7.9	7.7	7.7	7.6	21.6	49.5	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	63.4	
	集団資源回収		(20)	(8)	81.8	75.7	68.8	63.1	62.6	63.0	63.5	64.0	64.5	64.9	65.3	65.6	65.9	66.2	66.5	66.7	66.9	67.1	67.3	67.4	67.6		

表示桁未満を四捨五入しているため、内訳とその合計が合わない場合がある。

〔日量〕

種類		単位	番号	算出方法 H18以降	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
家庭系ごみ	家庭系ごみ計	t/日	(21)	(1)×人口÷10 ⁶	10.134	10.386	10.555	10.364	10.682	10.557	10.465	10.378	10.296	10.194	10.132	10.074	10.026	9.987	9.956	9.882	9.820	9.765	9.716	9.672	9.630
	収集+直搬ごみ		(22)	(2)×人口÷10 ⁶	8.871	9.230	9.500	9.403	9.726	9.600	9.504	9.412	9.325	9.220	9.158	9.101	9.054	9.015	8.983	8.914	8.855	8.803	8.756	8.716	8.675
	可燃ごみ		(23)	(3)×人口÷10 ⁶	7.447	7.899	8.109	8.175	8.493	8.383	8.299	8.008	7.512	7.210	7.162	7.118	7.081	7.050	7.025	6.971	6.925	6.884	6.848	6.816	6.784
	不燃ごみ		(24)	(4)×人口÷10 ⁶	1.085	1.047	1.077	1.025	0.995	0.982	0.972	0.962	0.954	0.943	0.936	0.931	0.926	0.922	0.919	0.911	0.905	0.900	0.895	0.891	0.887
	粗大ごみ		(25)	(5)×人口÷10 ⁶	0.178	0.145	0.178	0.071	0.107	0.105	0.104	0.103	0.102	0.101	0.101	0.100	0.099	0.099	0.099	0.098	0.097	0.097	0.096	0.096	0.095
	有害ごみ		(26)	(6)×人口÷10 ⁶	0.014	0.008	0.011	0.011	0.014	0.014	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012
	資源ごみ		(27)	(7)×人口÷10 ⁶	0.148	0.132	0.126	0.121	0.118	0.116	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115
	集団資源回収		(28)	(8)×人口÷10 ⁶	1.263	1.156	1.055	0.962	0.956	0.957	0.961	0.965	0.970	0.975	0.974	0.972	0.972	0.972	0.973	0.968	0.965	0.962	0.960	0.957	0.955
事業系ごみ	事業系ごみ計	t/日	(29)	(9)×人口÷10 ⁶	1.753	2.044	4.194	3.948	4.200	4.132	4.086	4.043	4.001	3.949	3.923	3.898	3.878	3.861	3.848	3.818	3.793	3.771	3.751	3.733	3.716
	可燃ごみ		(30)	(10)×人口÷10 ⁶	1.652	1.915	3.902	3.775	4.058	3.992	3.948	3.905	3.865	3.815	3.790	3.766	3.747	3.730	3.717	3.689	3.664	3.643	3.623	3.607	3.590
	不燃ごみ		(31)	(11)×人口÷10 ⁶	0.030	0.036	0.046	0.036	0.033	0.032	0.032	0.032	0.031	0.031	0.031	0.031	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.029	0.029	
	粗大ごみ		(32)	(12)×人口÷10 ⁶	0.068	0.090	0.243	0.134	0.110	0.108	0.107	0.105	0.104	0.103	0.102	0.102	0.101	0.101	0.101	0.100	0.099	0.098	0.098	0.097	0.097
	有害ごみ		(33)	(13)×人口÷10 ⁶	0.003	0.003	0.003	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
合計	ごみ排出量	t/日	(34)	(21)+(29)	11.888	12.430	14.749	14.312	14.882	14.689	14.551	14.421	14.297	14.143	14.055	13.972	13.904	13.848	13.804	13.700	13.613	13.536	13.467	13.405	13.346
	可燃ごみ		(35)	(23)+(30)	9.099	9.814	12.011	11.951	12.551	12.375	12.247	11.913	11.377	11.025	10.952	10.884	10.828	10.780	10.742	10.660	10.589	10.527	10.471	10.423	10.374
	不燃ごみ		(36)	(24)+(31)	1.115	1.082	1.123	1.060	1.027	1.014	1.004	0.994	0.985	0.974	0.967	0.962	0.956	0.952	0.949	0.941	0.935	0.930	0.924	0.920	0.916
	粗大ごみ		(37)	(25)+(32)	0.247	0.236	0.421	0.205	0.216	0.213	0.211	0.208	0.206	0.204	0.203	0.202	0.200	0.200	0.199	0.198	0.196	0.195	0.194	0.193	0.192
	有害ごみ		(38)	(26)+(33)	0.016	0.011	0.014	0.014	0.014	0.014	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012
	資源ごみ		(39)	(27)	0.148	0.132	0.126	0.121	0.118	0.116	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115	0.115
	集団資源回収		(40)	(28)	1.263	1.156	1.055	0.962	0.956	0.957	0.961	0.965	0.970	0.975	0.974	0.972	0.972	0.972	0.973	0.968	0.965	0.962	0.960	0.957	0.955

表示桁未満を四捨五入しているため、内訳とその合計が合わない場合がある。

[年間ごみ量]

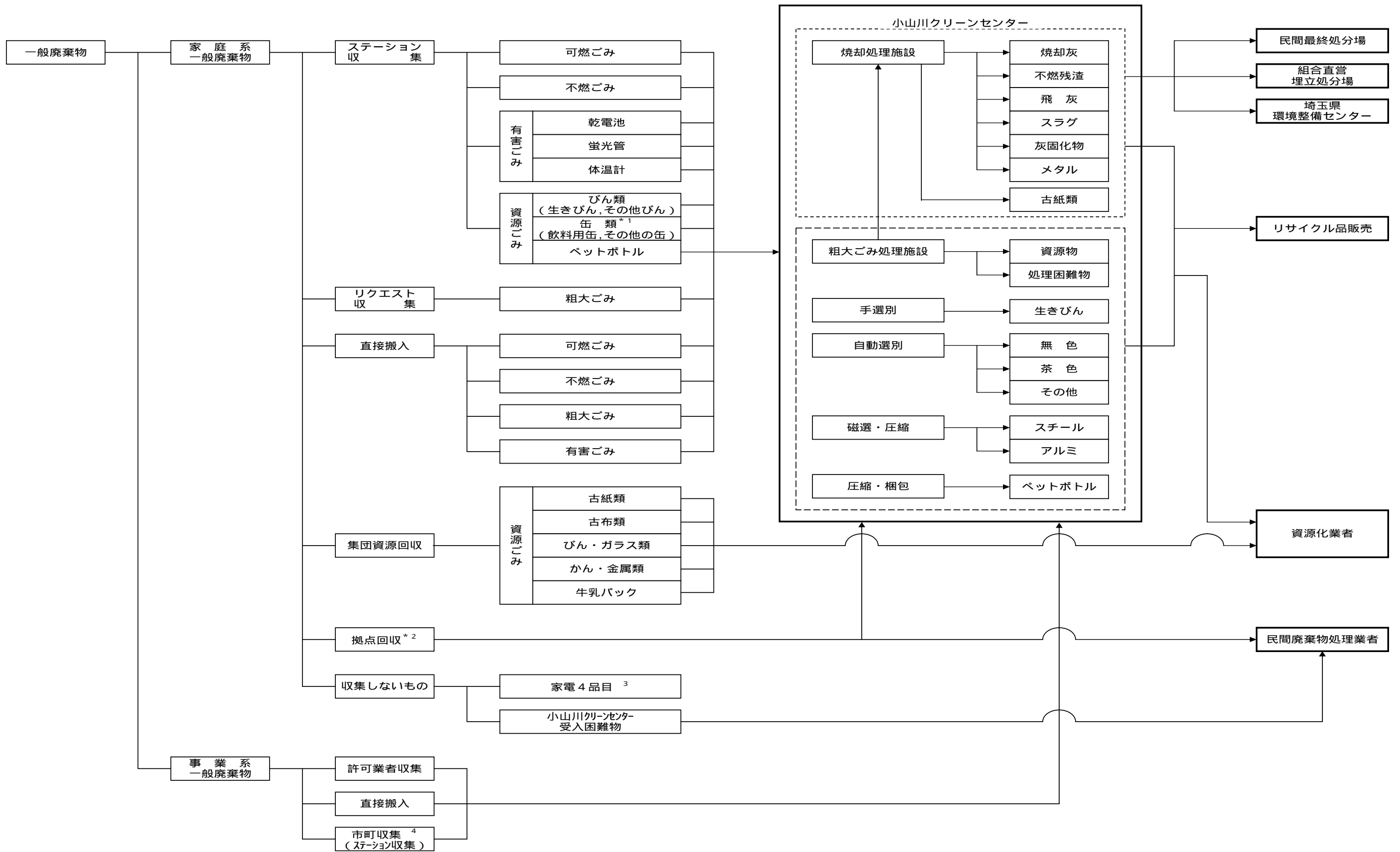
種類	単位	番号	算出方法 H18以降	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
家庭系ごみ	家庭系ごみ 計	t/年	(41)	(21) × 年間日数	3,699	3,791	3,863	3,783	3,899	3,853	3,830	3,788	3,758	3,721	3,708	3,677	3,659	3,645	3,644	3,607	3,584	3,564	3,556	3,530	3,515
	収集+直搬ごみ		(42)	(22) × 年間日数	3,238	3,369	3,477	3,432	3,550	3,504	3,478	3,435	3,404	3,365	3,352	3,322	3,305	3,290	3,288	3,254	3,232	3,213	3,205	3,181	3,166
	可燃ごみ		(43)	(23) × 年間日数	2,718	2,883	2,968	2,984	3,100	3,060	3,037	2,923	2,742	2,632	2,621	2,598	2,585	2,573	2,571	2,544	2,528	2,513	2,506	2,488	2,476
	不燃ごみ		(44)	(24) × 年間日数	396	382	394	374	363	358	356	351	348	344	343	340	338	337	336	333	330	329	328	325	324
	粗大ごみ		(45)	(25) × 年間日数	65	53	65	26	39	38	38	38	37	37	37	37	36	36	36	36	35	35	35	35	35
	有害ごみ		(46)	(26) × 年間日数	5	3	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4
	資源ごみ		(47)	(27) × 年間日数	54	48	46	44	43	42	42	119	272	348	346	343	341	340	340	336	334	332	331	329	327
	集団資源回収		(48)	(28) × 年間日数	461	422	386	351	349	349	352	352	354	356	356	355	355	355	356	353	352	351	351	349	349
事業系ごみ	事業系ごみ 計	t/年	(49)	(29) × 年間日数	640	746	1,535	1,441	1,533	1,508	1,495	1,476	1,460	1,441	1,436	1,423	1,415	1,409	1,408	1,394	1,384	1,376	1,373	1,363	1,356
	可燃ごみ		(50)	(30) × 年間日数	603	699	1,428	1,378	1,481	1,457	1,445	1,425	1,411	1,392	1,387	1,375	1,368	1,361	1,360	1,346	1,337	1,330	1,326	1,317	1,310
	不燃ごみ		(51)	(31) × 年間日数	11	13	17	13	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	粗大ごみ		(52)	(32) × 年間日数	25	33	89	49	40	39	39	38	38	38	37	37	37	37	37	37	36	36	36	35	35
	有害ごみ		(53)	(33) × 年間日数	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	ごみ排出量	t/年	(54)	(41)+(49)	4,339	4,537	5,398	5,224	5,432	5,361	5,325	5,264	5,218	5,162	5,144	5,100	5,074	5,054	5,052	5,001	4,968	4,940	4,929	4,893	4,871
	可燃ごみ		(55)	(43)+(50)	3,321	3,582	4,396	4,362	4,581	4,517	4,482	4,348	4,153	4,024	4,008	3,973	3,953	3,934	3,931	3,890	3,865	3,843	3,832	3,805	3,786
	不燃ごみ		(56)	(44)+(51)	407	395	411	387	375	370	368	363	359	355	354	351	349	348	347	344	344	341	340	339	336
	粗大ごみ		(57)	(45)+(52)	90	86	154	75	79	77	77	76	75	75	74	74	73	73	73	73	71	71	71	70	70
	有害ごみ		(58)	(46)+(53)	6	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4
	資源ごみ		(59)	(47)	54	48	46	44	43	42	42	119	272	348	346	343	341	340	340	336	334	332	331	329	327
	集団資源回収		(60)	(48)	461	422	386	351	349	349	352	352	354	356	356	355	355	355	356	353	352	351	351	349	349

表示桁未満を四捨五入しているため、内訳とその合計が合わない場合がある。

表B-12 減量化・資源化目標を達成した場合の将来ごみ量(中間・最終処分)【神川町】

種類	単位	番号	算出方法 H18以降	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
中間処理	焼却処理	(61)	計	3,663	3,916	4,800	4,671	4,884	4,815	4,779	4,641	4,444	4,312	4,294	4,257	4,235	4,216	4,212	4,169	4,140	4,118	4,107	4,077	4,057
	可燃ごみ	(62)	(55) - (74)	3,321	3,582	4,396	4,354	4,568	4,503	4,469	4,335	4,141	4,012	3,996	3,961	3,941	3,922	3,919	3,878	3,853	3,831	3,821	3,794	3,775
	破碎可燃ごみ	(63)	(64) - (69) - (75)	342	334	404	317	316	312	310	306	303	300	298	296	294	294	293	291	287	287	286	283	282
				0	0	0	0	0																
	粗大・不燃ごみ処理	(64)	計	497	481	565	462	454	447	445	439	434	430	428	425	422	421	420	417	412	411	410	406	405
	不燃ごみ	(65)	(56)	407	395	411	387	375	370	368	363	359	355	354	351	349	348	347	344	341	340	339	336	335
粗大ごみ	(66)	(57)	90	86	154	75	79	77	77	76	75	75	74	74	73	73	73	73	71	71	71	70	70	
最終処分	埋立処分	(67)	計	754	489	471	486	457	450	108	105	101	98	97	96	96	95	95	94	94	93	93	92	92
	焼却・熔融残渣	(68)	(64) × 2.26%; H19以降	754	489	471	486	457	450	108	105	101	98	97	96	96	95	95	94	94	93	93	92	92
委託処理(処理困難物)	(69)	(64) × 0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
資源回収量	資源回収量	(70)	計	690	867	860	804	833	826	1,147	1,205	1,332	1,392	1,388	1,379	1,373	1,368	1,369	1,355	1,347	1,340	1,337	1,328	1,323
	有害ごみ	(71)	(58)	6	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4
	資源ごみ	(72)	(59)	54	48	46	44	43	42	42	119	272	348	346	343	341	340	340	336	334	332	331	329	327
	集団資源回収	(73)	(60)	461	422	386	351	349	349	352	352	354	356	356	355	355	355	356	353	352	351	351	349	349
	資源ごみ(古紙)	(74)	(55) × 0.3%	0	0	0	8	13	14	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11
	破碎資源	(75)	(64) × 30.3%	155	147	161	145	138	135	135	133	131	130	130	129	128	127	127	126	125	124	124	123	123
焼却灰・飛灰・スラ	(76)	(61) × 12.56%; H19以降	14	246	262	251	285	281	600	583	558	541	539	535	532	529	529	523	520	517	516	512	509	

埋立処分率 (67)/(54)	17.4%	10.8%	8.7%	9.3%	8.4%	8.4%	2.0%	2.0%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%
資源回収率 (70)/(54)	15.9%	19.1%	15.9%	15.4%	15.3%	15.4%	21.5%	22.9%	25.5%	27.0%	27.0%	27.0%	27.0%	27.1%	27.1%	27.1%	27.1%	27.1%	27.1%	27.1%	27.1%	27.1%	27.2%



(注) 1: 本庄市は飲料用缶のみ民間業者に売却している。
 2: 市町により回収品目が異なる。上里町は実施していない。
 美里町(乾電池, 蛍光管, 体温計: 小山川クリーンセンターで処理)
 3: 小売店に引取義務のない場合限り、上里町を除いて収集している。
 4: 1回の収集について事業用認定袋2袋まで収集している。

(資料: 組合・構成市町調べ, 平成18年4月1日現在)